

平成 29 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 3 月 15 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 3 月 15 日 午後 1 時 00 分 委員長宣告

4. 審査事項

付託案件

議案第 25 号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26 号 可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 32 号 市道路線の廃止について

議案第 33 号 市道路線の認定について

出資法人の経営状況説明書について（報告）

1. 一般財団法人可児市公共施設振興公社
2. 公益財団法人可児市体育連盟
3. 公益財団法人可児市文化芸術振興財団

報告事項

1. 下水道事業経営戦略策定について
2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の選任について
3. 合特法に基づく合理化協定の見直し協議に関する中間報告について
4. 空家等対策計画策定期限の延期について
5. 大森台（櫛ヶ丘）宅地開発事業の経緯について
6. 市道 117 号線の道路改良事業について
7. 「可児市かわまちづくり計画」策定及び支援制度の登録について
8. コミュニティバス日曜日・祝日運行計画の概要について

協議事項

1. 可児市二野地区で計画している土壌処理事業について
2. 常任委員会での課題抽出及び議会報告会のテーマについて

5. 出席委員（7名）

委員長	天羽良明	副委員長	勝野正規
委員	亀谷光	委員	伊藤健二
委員	川上文浩	委員	渡辺仁美
委員	高木将延		

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

一般財団法人	可児市公共施設振興公社	事務局長	渡 辺 英 幸
公益財団法人	可児市体育連盟	事務局長	横 田 義 弥
公益財団法人	可児市文化芸術振興財団	事務局長	山 口 和 己

8. 説明のため出席した者の職氏名

観光経済部長	牛 江 宏	市民部長	莊 加 淳 夫
建設部長	三 好 英 隆	水道部長	丹 羽 克 爾
市民部参事	渡 辺 達 也	産業振興課長	桜 井 孝 治
農業委員会 事務局課長	堀 部 建 樹	人づくり課長	遠 藤 文 彦
環境課長	杉 山 徳 明	スポーツ振興課長	長 瀬 繁 生
都市計画課長	田 上 元 一	都市整備課長	佐 合 清 吾
建築指導課長	守 口 忠 志	施設住宅課長	吉 田 順 彦
用地課長	田 中 正 規	上下水道料金課長	小 栗 正 好
水道課長	古 山 秀 晃	下水道課長	佐 橋 猛

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	渡 邊 ち え	議会事務局 書記	林 桂 太郎
-------------	---------	-------------	--------

○委員長（天羽良明君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから建設市民委員会を開会します。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、議案第25号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（桜井孝治君） 議案第25号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について、お願いをいたします。

議案配付資料1番、議案書では37ページ、議案配付資料6、議案説明書では5ページの下段となります。

市の小口融資制度は、小規模起業者を対象にした融資制度でございまして、市からの預託金をもとに、県の信用保証協会の保証を活用して、市内金融機関により融資を行うものでございます。

新年度に向け、この制度がより使いやすいものになるよう、制度全体の見直しをする中で、条例についても関連分の見直しを行ったものでございます。

説明に当たって、関連がございますので、まず市の小口融資制度を受けるに当たっての全体の流れを確認してまいりたいと思います。

建設市民委員会資料の1番、A4の1枚のものをごらんください。

現在、この制度を使う場合は、資料の左側にありますように、まず①番といたしまして、最初に金融機関が県の信用保証協会に事前審査を依頼、この段階で内容の審査が行われ、融資の可否が決定をいたします。その後、金融機関から市へ書類を提出、②番として市が県の保証協会に正式に審査を依頼、保証料率が決まってまいります。その後、③番として、市は市の小口融資審査委員会にこの申請案件が要件を満たしているかどうかを諮問、要件を満たしているとの答申を受け、④番として庁内の決裁を経た後、あっせん通知を発行して、金融機関より融資が実行されます。

大まかな流れはこうでございしますが、実際には①番の段階で実質の審議が行われた後は、各段階で同じような内容の書類作成と確認作業が続いております。

一方、この制度ですが、この制度は金融機関が事前審査の際に料率審査もあわせて行うことができます。つまり、資料の右側のように、金融機関が従来の①番に当たる要件審査と②番に当たる料率審査をあわせて依頼、③番に相当する審査委員会の制度がなくても、料率が決まれば融資実行へと進むこともできます。県の小口融資制度においては、この方式をとっております。また、県内でも市の小口融資制度をこの方式で行っているところもございます。

現在、本申請を市が行ったり、市の審査委員会を設けて要件を確認するという背景につき

ましては、融資を受けた方が廃業などで返済ができなくなった場合、以前は市もその損失補償の一部を支払う必要がありましたが、平成 19 年にこの仕組みは改正され、現在では市には補償責任はございません。

これらのことを総合的に勘案すると、新年度の平成 29 年 4 月からは、資料の右側のように、市の小口融資制度における融資の申し込みから実行までの重複した事務を整理して、融資決定までの期間短縮を図ってまいりたいと考えます。

改めて、議案配付資料 1 番、議案書の 37 ページをお願いいたします。

現在、市の小口融資条例に定めてある審査委員会につきましては、第 9 条にありますように、副市長を委員長にして、市内各金融機関の支店長などが委員となり、申請された案件が条例に定める申込人の資格や条件を満たしているかを確認してございます。この諮問内容につきましては、県の保証協会により既に審査が済んでいること、申込要件の確認などにつきましては、県の保証協会はもちろん、金融機関や市の事務局でも行っていること、市の損失補償もなくなったことから、制度全体の見直しをする中で、審査委員会を廃止し、重複した事務の整理を図ることが必要な時期と判断をいたしました。

具体的には、審査委員会に係る記述のある条例第 7 条、第 8 条、第 9 条を削り、それ以降の条を繰り上げてまいります。なお、第 8 条では必要事項についての調査も諮問できると規定してございますが、少なくとも制度の節目である平成 19 年度以降は調査について諮問をしたことはございません。今後、融資に当たって疑義が生じた場合は、預託金を出している立場から、金融機関へ直接調査に入ってまいります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（天羽良明君） これより議案第 25 号についての質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 平成 19 年まではその必要性があったということですが、これは基本的に行政側で面談して、調書を作成して、金融機関に提出して、保証協会が認めたと。それでもう成立ですもんね、本当はね。今までの保証協会が認めて審査委員会で不可となったことはあるんですか。

○産業振興課長（桜井孝治君） 過去にはございません。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 25 号 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 25 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、議案第 26 号 可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（小栗正好君） それでは、議案第 26 号 可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

資料 1 の議案書の 39 ページ、資料 6 の議案説明書においては 6 ページをお願いいたします。

今回の改正は、給水先の商号が変更されたことに伴い、改正するものでございます。

内容は、改正前の「カヤバ工業株式会社岐阜事業所」から、改正後の「K Y B 株式会社岐阜北工場」に改めるものです。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第 26 号についての質疑を行います。

発言はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 26 号 可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 26 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 32 号 市道路線の廃止についてと議案第 33 号 市道路線の認定については一括議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○用地課長（田中正規君） それでは、議案第 32 号 市道路線の廃止についてと議案第 33 号 市道路線の認定についてを、関連がございますので一括して御説明させていただきます。

資料といたしましては、議案配付資料 1 番、議案書の 46 ページと 47 ページ、6 番の提出議案説明書の 7 ページ、あと 8 番の市道路線の廃止位置図と 9 番の認定位置図をごらんいた

だきたいと思います。

まず、6番の提出議案説明書の7ページをごらんください。

議案第32号の市道1047号線の廃止と議案第33号の市道1047号線の認定は関連しておりまして、同じ路線の延長が30メートルほど延びて終点の字が変わるので、一旦廃止して再度認定するものでございます。

配付資料の8番の廃止位置図と9番の認定位置図をあわせてごらんください。

まず、8番の廃止位置図の右下をごらんください。

場所は元久々利地区の南側で、太い矢印の線が市道1047号線でございます。当該路線は久々利川堤防の河川管理道路を市道認定しております。右下の部分でございますけれども、今までは矢印の先端から右側、右側は上流側でございますけれども、管理道路が整備されていなかったのですけれども、県が河川改修工事を行って、30メートルほど先の橋梁まで整備されました。

ここで9番の認定位置図を見ていただきます。

同じ場所を見ていただきますと、矢印が橋のある南北市道の1052号線に連結する形に認定するものでございます。このように、整備された区間を路線延長して30メートルほど延びることで、終点の位置が久々利字砂口から久々利字南町に変わりますので、同じ路線ですけれども、一旦廃止して、延長を延ばした形で再認定するものでございます。

次に、議案第33号、市道3298号線の認定について御説明いたします。

9番、認定位置図の2枚目をごらんください。

場所は、中恵土の雇用促進住宅の進入部分になります。

この路線は、雇用促進住宅が建設されることに伴いまして、当時、町道159号線として認定しておりましたけれども、市制を敷いたときに市道に移行させることを見落とししていた路線でございます。今回、市道認定するものでございます。

厚生労働省が全国の雇用促進住宅を売却することに伴いまして、厚生労働省から調査を委託された不動産会社から申し出がありまして、市道認定の見落としがわかったものでございます。事務手続の不手際で、大変申しわけございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（天羽良明君） これより議案第32号と議案第33号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 市道認定が漏れたということだけど、市道認定を漏らしたままでいくと、雇用促進住宅の売買、売却に何か影響を及ぼすような事態になるんでしょうか。

○用地課長（田中正規君） 市道認定がありませんと、建築基準法上の道路がないということで、雇用促進住宅相当の規模の開発ができないということで、売買に影響が出ます。

○委員（高木将延君） 長いこと見過ごされていたんですけど、こういう事例というのはほかに考えられるところはありますか。

○用地課長（田中正規君） 現在いろいろ調べてはおるんですけども、ほぼないと思われま

す。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 32 号 市道路線の廃止についてと議案第 33 号 市道路線の認定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔発言する者あり〕

一括でございます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 32 号及び議案第 33 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それでは、お諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。そのようにいたします。

それでは、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 16 分

再開 午後 1 時 18 分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議題 2 番目の出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として、一般財団法人可児市公共施設振興公社より、事務局長の渡辺英幸さん、公益財団法人可児市体育連盟事務局長 横田義弥さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 山口和己さんに御出席いただきました。

それではまず、一般財団法人可児市公共施設振興公社の経営状況より御説明願います。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） それでは、資料の 11 番のほうをごらんください。

平成 29 年度の事業計画書及び収支予算書というものでございます。

めくっていただきますと、まず事業計画書ということで出てまいります。

当社が一般財団法人としまして設立しましたのが平成 25 年度ですけれども、公益目的支出計画に基づきまして公益的な事業を実施してまいりました。その結果、平成 28 年度をもちまして完了することとなりました。その後は完全な一般財団法人ということでやっていくこととなります。

当社の公益的な事業といたしましては、わくわく体験館のガラス工芸講座というものがそれに当たります。この講座につきましては、非常にこの近辺でも珍しいと言われております溶解炉というガラスを溶かす設備を用いましてつくるということで、ガラスによるものづくりを楽しんでいただくという講座でございますが、こういったものは今後も引き続きやっていくべきだというふうに考えておりますので、この公益目的事業につきましても、来年度以降、引き続き継続をしてまいりたいというふうに思っておるものでございます。

あと、順番に説明してまいりますけれども、2 番目の実施計画というところの 1 番目ですね、文化芸術及びレクリエーション振興事業というところで今申し上げましたガラス工芸のことが出てまいります。このガラス工芸講座の開催ということで、こちらではいろいろなガラス工芸が楽しむことができまして、トンボ玉、スタンドグラス、吹きガラスというような、いろいろな工芸を楽しむことができます。こちらはまず体験講座というところから始まりまして、だんだん技術をレベルアップしていきまして、最終的にはフリークラス講座というところまで行くということで、初心者からちょっと上手な方まで、十分に段階的にクラスを設けておるというやり方をやっております。

1 枚めくっていただきまして、2 番の土田びいどろ再現講座というところですね、こちらは、江戸時代に土田村で吹きガラスの製造が始まったという、そういった歴史から、その当時の製造方法に基づいて吹きガラスをつくってみようではないかというような講座でございます。ほかでは余り見られないような講座でございますので、こういったものも行ってまいります。

それから、3 番目のみんなで作るスタンドグラスというものでございますが、これは市内の公民館にスタンドグラスを 1 年に 1 公民館ずつ設置してまいっておるところです。そういったものは市民の皆さん方の協力で手づくりでつくったものを公民館に飾ろうじゃないかという、そういう趣旨でやっておるものでございまして、引き続き行ってまいります。

そのほかに作品展ですね、受講生の方の作品展を行いますけれども、そういったものを出すことによって、さらにもっと上の技術をとというふうで皆さん気持ちが入るということで、こういったことを行っております。

2 番目としましては、わくわく体験館の施設管理・貸館事業というところでございます。こちらは、可茂衛生施設利用組合のほうから指定管理を受けて運営を任されておまして、こういったガラス工房のほかにも研修宿泊施設、それから体育館、それからお風呂というようなものがございまして、そちらの管理運営をしております。

2 番目の維持管理というところで、こちらの施設も 18 年目を迎えるものでございまして、

ところどころやはり修繕等の費用がかかってきておりますので、そういったものも計画的に組んで維持管理をしていきたいというふうに思っております。

3番目の自主事業ということで、やはり可茂衛生施設利用組合のほうからの御希望もありまして、リサイクル講座ということで、廃材を使った講座をこのように企画しております。

そのほかに、3ページのほうに移りまして、出前講座、わくわく体験館だけじゃなくて、各地に参りまして、そういったところでまたちょっとしたガラス工芸の講座を行っていきまして、各地区でもそういったものが楽しめるように出前講座を行ってまいります。

4番目としまして誘客活動ということで、昨年も近隣の市町村を回らせていただきまして、各市町村のほうで作品展なんかを展示させていただいたりとか出前講座をやったりとかやっておりますけれども、そういったこともこれからも続けてまいりたいと思っておりますし、今思っておりますのが、管轄の市町村だけではなくて、隣の県の犬山市とかそういったところにもやはりPRに行きたいなあというふうに考えております。

それから3番目としましては学校給食センターの給食調理事業、それから4番目としまして保育園の給食調理事業ということですが、こちらのほうにつきましても今までのノウハウを生かしまして引き続き行ってまいりたいと思っておりますが、やはり一番気をつけなければならないことが、異物混入という事件がございますので、そういった安全で安心な給食の提供ということを1番目に上げさせていただいて、各職員に、そういった何かまざっていないかとか、清掃した後には何か異物が混入していないかとかというような、そういった気の配りようですね、人的な面からそういったものを防ぐような研修、打ち合わせ会議等で行ってまいりたいというふうに思っております。

最後に法人会計ということですが、正確な経理と、4ページ目のほうに移りまして、人事管理のほうを行ってまいりたいというふうに思っております。

あと、組織体制につきましては、昨年度と同じ体制でまいりたいというふうに思っております。

それから隣のページですが、こちらが一般財団法人公共施設振興公社の収支予算書総括表というもので、平成29年度の予算でございます。

特に目新しい事業とか大々的に内容を変更するというものはございませんので、予算的にも平成28年度とそんなに大きな違いはございませんけれども、特に収入としまして大きいものとしましては、経常収益の②番の事業収益のところ、わくわく体験館の利用料1,475万9,000円ということで、昨年より若干上げさせていただいたのは、わずかずつですけれども、収益が上がっているということを見込んで上げさせていただいております。

それから、わくわく体験館の指定管理料につきましては昨年と同額。

学校給食センターの受託収益につきましては、灯油代等は下がってきておったということも反映しまして、若干下げさせていただきました。増減でいいますと60万9,000円ほど下げさせていただいております。

それから保育園の給食調理受託につきましては、これも若干反対に上げさせていただいて

おるんですけれども、これは人件費ということでございます。

それから③番の受取地方公共団体補助金というところは、昨年と同額というふうにさせていただいております。

あと、(2)番の経常費用のほうを見てまいります。

①番の事業費というところでございますが、増減比で見させていただきますとよくわかりますように、燃料費のところマイナスの567万6,000円ということですが、これは学校給食センターの灯油代が安くなっているということと、あとわくわく体験館のブタンガスも少し安くなっているということが影響して、こういう形で下げさせていただいております。

そのすぐ下、光熱水料費というところでございますが、マイナスの122万3,000円、これは給食センターの電気料が主なものでございます。

あと大きなところとしましては、あと人件費のほうですけれども、給料手当346万2,000円の増と福利厚生費229万円の増ということですが、こちらは定期昇給とか給与改定に伴ってというようなことで上がってきております。福利厚生費につきましては、社会保険料が主なものでございます。

あと増減で言えるところは、委託料111万5,000円のアップということですが、こちらは学校給食センターの清掃業務とわくわく体験館のほうの空調設備の点検委託につきまして、業務がふえたということでこれだけ上がっております。

②番の管理費のほうは、それほど増減はございません。

めくっていただきまして、右側のほうのちょっと細かい表になっているところでございますが、こちらは各事業ごとに分けた表になっております。

一番左側の文化芸術及びレクリエーションの振興事業というのが先ほどのガラス工芸の部分になりますけれども、こちらのほうの主な支出としましては、燃料費が659万円、これは先ほどのブタンガスでございます。それから下のほうに参りまして、委託料2,813万円ということですが、これはガラス工房のほうに委託しているものです。講師とか施設の維持管理費がそういったものでございます。

その右隣がわくわく体験館の貸館事業というところですが、こちらのほうの費用としましては、これも光熱水料費が420万8,000円ということで、これは電気代が主なものです。委託料653万1,000円というところは、これは夜間の管理人の委託料とか、そういったものが主なものになります。

その隣の学校給食センターのほうにつきましては、これは燃料費が1,336万8,000円、これは灯油代が主なものです。それから光熱水料費が3,418万9,000円、これは電気代と水道代でございます。

それから、その隣の保育園のほうは人件費が主なものになっております。

そして、その隣の隣の法人会計のところは、②番の管理費のほうに出てきておりますけれども、こちらのほうも主な支出としましては人件費というふうになっております。

予算につきましては以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（天羽良明君） それでは質疑を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

それでは、渡辺事務局長、ありがとうございます。御退席いただいても結構です。

続きまして、公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） それでは、議案配付資料 12 により、公益財団法人可児市体育連盟の平成 29 年度事業計画と予算について説明させていただきます。

可児市体育連盟は、公益財団法人に移行いたしまして4年がたとうとしております。公益的社会的責任を自覚し、市内のスポーツ団体の先頭に立ち、1 ページにあります「示せ躍進 広げようふれあい 可児市体連」のスローガンのもと、中段にありますように8つの重点を掲げ、各種スポーツ事業を展開しております。

具体的施策といたしましては、重点1. 体制の強化と組織の拡大では、加盟団体の組織強化と会員の拡大を図り、団体相互の協力体制の確立を目指します。

2 ページの重点2の財政基盤の確立では、毎年5月に各事業主に賛助会費のお願いをし、11月には商工会議所にシティマラソンの協賛、広告掲載等のお願いをしております。

重点3の競技力の向上では、岐阜県民スポーツ大会の順位目標を第3位として加盟団体が鋭意努力しておりますが、昨年の第9回大会では総合6位でした。来年度は何とか順位を上げ、3位入賞を目指しております。

重点4の生涯スポーツの普及・振興では、(2)可児シティマラソン大会、可児駅伝競走大会を充実させ、冬季の市民スポーツ参加を促すよう、体育連盟加盟団体の協力を得て実施します。

重点5. 青少年のスポーツ活動の活発化では、スポーツのさらなる活性化のため、各種スポーツ教室を開催してスポーツに触れることのできる場を提供していきます。

重点6の広報広聴活動では、広報紙「体連かに」を発行しております。また、リアルタイムに体育連盟の情報を、体育連盟のホームページや可児市、CTK、新聞社等へ情報発信いたしております。

重点7のスポーツ施設の適正管理と有効活用では、平成29年度より指定管理者制度の導入により、KYBスタジアムを初め、可児市の体育施設を、ミズノスポーツサービス株式会社、美津濃株式会社及び可児市体育連盟で構成する可児市スポーツコミュニティグループ、略称でKSCグループとしておりますが、こちらが指定管理を行うこととなります。体育連盟は指定管理者の構成団体として、グループ内での情報共有と連携により、体育施設の適正管理、有効活用に努め、一市民一スポーツの推進を図っていきます。また、体育連盟所有の錬成館の利用についても、加盟団体を初め、登録団体において適正に管理・運用をしていきます。

重点 8. 職員の資質向上では、指定管理者の一員として、職員研修等を通じて民間の施設運営のノウハウを学びながら、職員のスキルを高め、資質向上に努めていきます。

それでは、4 ページをごらんください。

平成 29 年度事業計画の一覧でございます。

平成 29 年 4 月 23 日には、第 36 回可児市総合体育大会の開会式。

5 月中旬には定時理事会、6 月 3 日には定時評議員会を開催し、平成 28 年度事業報告及び計算書類の承認と監査報告を行います。

7 月 16 日を中心として開催される第 48 回可茂地区体育大会では、選手・役員 300 名余りを派遣する予定です。

9 月 17 日、第 10 回岐阜県民スポーツ大会は東濃地区を中心に開催されます。2 月上旬に開催いたしました理事会・評議員会の席上で、渡邊会長が総合第 3 位を目指すという強い決意を述べられました。

12 月 10 日は第 60 回可児駅伝競走大会、平成 30 年 1 月下旬に定時理事会、2 月 3 日に定時評議員会、2 月 18 日には第 36 回可児シティマラソン大会を計画しております。

また、事業一覧には記載はございませんが、プロ野球 2 軍戦の開催を 7 月 1 日土曜日に予定しており、ことしは阪神戦となります。広報紙「体連かに」は年 2 回発行を予定しております。その他スポーツ教室も随時計画していきます。

参考としまして、4 ページの下段に指定管理者が市体育施設で行う予定の自主事業を記載してあります。これらの教室は、子供から高齢者まで幅広い層を対象として行われる事業となっています。

続きまして、予算について説明いたします。

5 ページをごらんください。

経常収益は、基本財産の利息収入 1 万 7,000 円、会費収入で加盟団体会費や賛助会費の 230 万 1,000 円、事業収益として、スポーツ教室参加料の 121 万 2,000 円、体育施設受託事業収益を 630 万円、センター運営事業収入 120 万円、合わせまして 871 万 2,000 円です。受取補助金として体育連盟活動補助金を 5,141 万 9,000 円、受取負担金としてシティマラソンの参加費、協賛金等 506 万 6,000 円、雑収益は 12 万 1,000 円であり、経常収益として 6,763 万 8,000 円です。前年度と比較しますと 2,802 万 9,000 円の減額となりますが、これはこれまでの体育施設受託事業が指定管理に変わったためであります。また、市からの補助金を一括とし、受取市補助金に受取センター運営補助金を加えたため、受取センター運営補助金の項目はなくなりました。

経常費用としましては、事業費と管理費に区分されます。職員給料や福利厚生費や共済掛金負担金などは、各事業で職員の従事割合で案分しております。

まず事業費の予算ですが、総額 6,524 万 1,000 円であります。主な支出は、職員の給料、福利厚生費を合わせまして 2,472 万 6,000 円です。これは人件費の伸びと案分率の変更により 110 万円ほど増額しています。シティマラソンや各種教室及び施設管理消耗品関係で 111

万 9,000 円、シティマラソン大会の参加費や景品関係の報償費に 156 万円、各大会の冊子及びポスターの印刷製本費に 128 万 6,000 円、錬成館の光熱水費に 218 万 4,000 円、各種保険料負担金で 389 万 3,000 円、加盟団体への助成に 807 万円、錬成館の施設管理やシティマラソン等の委託料に 866 万 8,000 円、錬成館柔道場の畳入れかえ等の工事費 553 万 4,000 円、減価償却費 443 万 1,000 円です。

次に、法人の管理費です。職員の給料手当、福利厚生費で 400 万 2,000 円、消耗品等の各種経費や減価償却費等を含めまして 720 万 8,000 円となります。経常費用総額では 7,244 万 9,000 円を計上しております。経常費用の増減額といたしましてはマイナス 2,859 万 9,000 円となっておりますが、その要因は、先ほど収入の部でも説明させていただきましたように、受託事業に係る経費が減額となるためです。

説明は以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 私も体育連盟を近くで見えていますけれども、会長が強いリーダーシップを持ってやられているわけですが、指定管理が始まるということもあるんですけども、4 番のところに生涯スポーツの普及と振興というところで、重点にも毎年毎年これが書いてあるんですけども、本当にこれがうまくいっているんですかということと、ハーフマラソンの部新設に向けてコースの選定や安全の云々というところがありますけれども、ハーフマラソンはどうなっていますか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） ハーフマラソンについては、コース選定を今はまだしている段階で、ちょっとまだ進んではないですけども、坂戸周辺で案としては今のところ考えております。

○委員（川上文浩君） コース選定はどこでやっているの。組織はどこでやっているの。体育連盟の中のどこでこれをやっているんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） まだ事務局内部だけで検討している段階で、申しわけない、まだちょっとそこまでしか進んでいないです。

○委員（川上文浩君） ハーフマラソンも随分前から取り組んで、いろいろ事情があるとは思いますがね。交通規制の問題とかいろいろあるとは思いますが、やるという強い意志があればできるんであろうということ、大分これも税金を使ってやってきている話ですので、しっかりと進めていかないと、ずうっと絵に描いた餅で、ここに字で書いて終わりということになります。

それと、事務局長を初め、正職員が 4 人いるわけですよ。そういった中で、事業計画書とか日ごろのいろんな活動をされているとは思いますが、結果が全く出てこないというのが現状なのかなあというふうに思って、今回、指定管理に 4 月から移行するわけですが、ここで結果を出さなかったら、ちょっと本当に大丈夫なんだろうという話にはなりかねないので、はっきり申し上げて背水の陣でしっかりやってもらわないと、正職員

4人が投入されて、これからミズノと組んでKSCグループでやっていくということもあるわけですが、今までスポーツ振興課と一緒に動いてくれたものが4月からなくなるということですので、しっかりとした結果と、もう本当にちゃんとやってもらわないと体育連盟もなくなってしまいますよというぐらいの気概を持ってやっていかないと、ほぼこれはもうお金があるから運営しているというような現状が見受けられますので、そのところはもう少し、重点の中の8に事務局体制の充実と職員の資質向上と、まずこれを徹底的にやって、KSCグループと一緒に一市民スポーツということですので、そのところは本当にやってもらわないと困りますねと。もう多分全部体育連盟の傘の下に入ってくるわけですよ、全部ね、全てが。そのところはいかがですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（横田義弥君） 川上委員の叱咤激励と受けとめて、しっかりまたやっていくように頑張ります。

○委員（川上文浩君） 特に、しつこいようですが、ハーフマラソンなんかは、もうずうっとこれを出しているのであれば、いつ、どこで、どう開催するのか決めないと本当にできませんよ、これ。そのところも、私も一回自転車に乗ってコースを走ってやった記憶がありますが、やっぱりもうちょっと本当にやるならやるというところで、それは一番、例えば公安の関係ですよ、公安の関係とかにも熱意を持って行かないと警察は許可をくれませんので、こんなものは。なぜやる必要があるのかという話になってしまいますから、今のままで十分だろうという話になるので、もし本当におやりになるつもりがあるんならもうちょっと真剣にやりましょうという話になると思います。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

横田事務局長、ありがとうございました。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 日ごろは文化創造センター a 1 a の事業・活動全般に対しまして、御理解・御支援を賜りましてまことにありがとうございます。

また、過日の大型市民参加公演「MY TOWN 可児」におきましては、議長を初め、御出演やら御鑑賞をいただきました議員の皆様方、当公演に花を添えていただきましてまことにありがとうございました。おかげをもちまして、2日間の公演で1,000人弱の入場をいただきました。また、関連企画で、スマイリングプロジェクトということで皆さんの笑顔を集めましたが、1,200枚の笑顔の写真が集まりまして、ホワイエのほうで張らせていただきました。ごらんいただいたとおりでございます。ありがとうございました。

それで、手元に今お配りしましたブロッシャーでございますが、保存版のパンフレットでございます。前回もお配りさせていただきましたが、平成29年度の事業のPR用に作成い

たしております。ぜひ御利用の上、チケット購入もあわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、平成 29 年度事業計画及び収支予算について御説明申し上げます。

まず、配付資料 13 の表紙をめくっていただきまして、1 ページでございます。

まず、1 番の基本方針でございます。

平成 29 年度におきましても、「文化芸術の中核拠点づくり」「人と情報の交流拠点づくり」「文化を活かしたまちづくり」を基本方針としまして、文化創造センター a 1 a を地域に根づいた劇場として、さらには「人間の家」とするべく運営いたしてまいります。

項目 2 つ目にあります a 1 a まち元気プロジェクトにつきましては、今現在申し上げました基本方針を具現化する事業の総体として引き続き実施をし、文化・芸術の持つ力で市民に元気とあすへの希望を届けます。

3 つ目の項目、地域、他施設をリードする文化創造センター a 1 a につきましては、文化庁より採択されました特別支援施設としての指定期間の最終年度に当たりますことから、引き続き指定を受けられるよう、また全国の公立文化施設のモデルケースとなれるよう、舞台作品制作事業、貸し館事業、施設管理事業、職場環境の整備等を進め、文化芸術の振興とブランド力の向上を目指します。

4 つ目の項目、地域拠点契約事業の推進につきましては、劇団文学座、新日本フィルハーモニー交響楽団と引き続き提携を継続してまいります。質の高い演劇や演奏の公演開催はもとより、ワークショップや出前コンサート等、多彩な活動によって市民との交流を深めてまいります。

5 つ目の項目、日英地域劇場滞在型共同制作・公演事業の推進につきましては、英国・リーズ市のウェスト・ヨークシャー・プレイハウスとの新作音学劇の共同制作を進め、2020 年 3 月末までには公演を実現できるよう努力いたしてまいります。

2 ページに移ります。

2 ページ目からは、それぞれの事業計画の詳細を示してございます。

2 ページから 3 ページまでは鑑賞体験促進事業でございます。全部で 20 事業を予定しております。

主なものについて御紹介いたします。

まずはすっかり定番となりました落語、納涼と初席の 2 寄席でございます。

その下、地域拠点契約公演の、これもおなじみとなりましたサマーコンサートとニューイヤークンサートで、今回はいずれも新日本フィルハーモニー交響楽団による演奏となります。

その下、これもすっかり定着した感のある文学座による演劇で、演目は人間喜劇「真実」でございます。渡辺徹らの出演で公演いたす予定でございます。

自主企画・制作では、風間杜夫落語独演会、例年 3 月 11 日に行います祈りのコンサート、新規といたしまして、若者向けに Welcome to A. G Town、またヤイリギター等の協力による 6 回のグリーンコンサートを行います。

3 ページに移りまして、まずはごらんのとおりの共催公演、その下が映画事業でございます。映画館のない本市において、少しでも市民の要望に応えられるよう、多彩な企画を付加したアーラ映画祭、そして毎月1作品を上映するアーラ・キネマ倶楽部を実施いたします。

そして、その下が展覧会でございます。障がいのある方々が描いた作品を展示するエイブル・アート展を開催いたします。また、本市の支援学級の児童・生徒の作品もあわせてこの会場で展示させていただきます。

最下段にあります収益目的事業におけますポップスコンサートにつきましては、今のところ内容は未定でございますが、集客力の高いアーティストを選定いたしたいと考えております。

4 ページに移りまして、まち元気・市民交流促進事業の自主企画・制作公演、これが6事業でございます。財団事業の柱の一つとなっております。今年度も大型市民参加事業や a 1 a コレクションシリーズ、そしてシリーズ恋文など、作品づくりを進めてまいります。この例年どおりのメニューに、一昨年度からのオープン・シアター・コンサートや、昨年度からの日英地域劇場滞在型共同制作新作音楽劇公演の事業を位置づけております。シリーズ恋文は、本年度は村井國男、音無美紀子夫妻でございましたが、次年度は、vol.8 におきましては平田満、竹下景子のコンビを考えております。

その下の段、提携公演でございますが、例年どおりの a 1 a コレクションシリーズとシリーズ恋文の地方公演を行います。シリーズ恋文は、恋文の題材となっております恋文コンテストを行っていた秋田県能代市で行う予定でございます。

提携公演の下の欄から次ページにかけましては普及啓発事業、ワークショップでございます。7 件の事業がありますが、これらは昨年と同様の事業構成に、多文化共生プロジェクトを自主企画・制作公演の分類から移行させまして、その関連企画のみんなでディスコとともに当事業に格づけして実施いたすものでございます。

その下が普及啓発事業、アウトリーチの3事業でございます。

さらにその下が普及啓発事業の講座・講演、ごらんのとおりの4事業でございます。

6 ページに移りまして、人材育成事業といたしまして、平田オリザの「対話を考える」ワークショップ、これは市内小・中学校の教員を対象に行う予定でございます。また、おなじみになりました森山威男ドラム道場でございますが、昨年度に引き続き市内の学校への出張講座も考えております。また、本年度試行的に行ったあーとま塾というものでございますが、これはアートマネジメントに係る学びの場を設けまして、広く全国の劇場関係者同士で質の向上を図ってまいります。

その下の欄にございます芸術団体等支援ということで、演劇関係、歌舞伎、若者向け音楽、そして a 1 a クルーズへの支援を行ってまいります。

そして、その下は文化祭でございます。市からの受託事業という形で、音楽祭、美術展、文芸祭、それぞれの文化祭を行う予定でございます。

7 ページへ移りまして、まち元気・市民交流促進事業、最後のその他部門でアライルミ

ネーション事業を行います。12月上旬から2月中旬にかけて、公募の市民による点灯式を毎晩行います。例年非常に好評をいただいております。

最終欄の各事業会計共通の事業でございますが、a l a T I M E S 発行などの広報宣伝事業と鑑賞モニター制度の事業、そして昨年度よりひとり親家庭や就学支援を受けている家庭を f o r F a m i l y 分野として追加した私のあしながおじさんプロジェクトなども継続して実施してまいります。

以上で全57事業を実施いたす予定でございます。

続きまして、8ページ、9ページにおきましては、平成29年度の収支予算書となっております。

まず収入のほうでございますが、(1)経常収益といたしましては、数字の上から3番目でございます②事業収益で5億6,203万6,000円でございます。主なものとしましては、その下の入場料収益4,771万3,000円、これは自主事業の入場料収入の総額でございます。前年度予算比で278万円ほどの減額となっておりますが、これにつきましては、昨年度実施いたしました、入場料の中で大きな部分を占めておりました松竹大歌舞伎を次年度は計画しないことによる差し引き減が主な理由でございます。

その下の参加料等収益は、ワークショップやコンサートのビフォアディナー、それに世界劇場会議等の参加料でございます。

次の講座受講料収益では60万円ほどの増額となっておりますが、これは新規のあーとま塾開催及び歌舞伎とおしゃべりの会の開催数の増加によるものでございます。

1行飛びまして、利用料金収益3,454万円は、貸し館の使用料収入の総額でございます。

その下の販売手数料収益においては52万5,000円の増額となっておりますが、これは昨年計画しなかったディズニー・ライブを開催することによるものでございます。

次の公演事業収益2,025万7,000円につきましては、a l a コレクションシリーズvol.10のツアー公演とシリーズ恋文vol.8のツアー公演売上収入でございます。昨年度予算比で560万円ほどの増額となっておりますのは、コレクションシリーズの公演先が昨年よりも、営業のかがあって1カ所多くなったことによるものでございます。

その下の指定管理受託収益、指定管理料でございますが、これにつきましては昨年度と同額の4億5,000万円ということでございます。

その下の文化振興事業受託収益は500万円で、昨年度予算比846万円の減額となっておりますのは、2年目に入りました日英地域劇場滞在型共同制作新作音楽劇公演事業のボリュームが縮小することによります。

③の受取補助金等でございます。その下にあります受取国庫補助金を5,360万1,000円という、これは前年度と同額を想定いたしました。そのすぐ下の受取その他公益団体等補助金190万円がございまして、これはあーとま塾、この事業に一般財団法人地域創造より研修プログラムとして補助金をいただけることが内定いたしましたので、ここに計上させていただいております。

④の受取負担金でございます。高校演劇やココロとカラダワークショップ等の負担金でございますが、348万5,000円の減額は、文化振興事業受託収益の減額と同様でございますが、日英共同制作演劇関係のボリューム縮小によるものでございます。

経常収益の計といたしましては、中段にございます6億2,533万円となっております。平成28年度対比で597万4,000円の減となっております。最大の減額理由は、何度も申し上げておりますが、日英地域劇場滞在型共同制作新作音楽劇公演事業のボリューム縮小によるものでございます。

次に、支出のほうでございます。

(2)経常費用につきましては、①の事業費といたしましては5億5,572万2,000円でございます。主なものとしまして、経常費用の2段目、給料手当が1億4,180万6,000円でございます。その下の臨時雇賃金は341万4,000円。給料手当の増額につきましては、昨年度の過少見積もりもございましたが、平成28年度実績を踏まえて算出したしております。

増減の多いものを中心に説明申し上げます。

旅費交通費の260万円ほどの減額は、日英共同制作関連及び松竹大歌舞伎の影響によるものでございます。

光熱水費でございます。4,291万8,000円で、昨年度予算比で874万5,000円の減額となっておりますが、これは原油価格の下落に伴う電気料金の値下がり为主原因となっております。

諸謝金の178万円ほどの増額につきましては、新規事業のあーとま塾の講師謝礼を計上したことによるものでございます。

下から2段目、委託費2億5,674万2,000円でございますが、昨年度予算比で1,274万6,000円の減額の主たるものは、これも何度も言っておりますが、日英共同制作事業のボリュームダウン、それとa l aコレクション作成の節約、ニューイヤーコンサートにつきましては、ことしはウィーン・フォルクスオーパー交響楽団でニューイヤーコンサートを行ったんですが、今回は新日本フィルハーモニー交響楽団とすることによる差額の減でございます。そして、キネマ倶楽部映画関係経費の節約も関与しております。

右のページ、9ページをごらんいただきますと、上から3番目の②管理費につきましては6,960万8,000円となっております。予算が厳しい中で、補助事業も多々ございますので、できるだけ事業費のほうは可能な範囲で厚く見まして、管理費についてはぎりぎりまで査定した形となっております。

経常費用の計としましては、中段にあります6億2,533万円となっております。収支といたしましては、当期計上増減額ゼロということで、2年連続で続いておりました赤字予算からやっとこれで脱却できた形となっております。

10ページからは予算書事業別内訳表でございます。縦横が逆になりますが、ただいま見ていただいた予算額を一番右側に記載しまして、それを公益目的事業、収益目的事業、法人会計の3事業の科目別に振り分けたもので、同一の内容でございます。

以上、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況の説明を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○副委員長（勝野正規君） 1点だけ教えてください。

8ページに食料費 151万7,000円とあるんですけど、1,000円でも1,000人分あって、著名な方を呼んだときの食料費に充てておるという解釈だけですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） はい、そのとおりです。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（川上文浩君） 金額が大きいし、でもやっていることはすばらしいんだと思うんですけども、削るところは一生懸命削られていると思っているんですが、やはり収益も上げていかなくちやいけないしとなってくると、痛しかゆしのところはあるんですけども、一つ提案しておきたい。

これ、出演者の方は、市外から毎年どれぐらいの方が出演者で来るわけですか。漠っとでいいですよ。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 毎月でよろしいですか、毎年ですか。

○委員（川上文浩君） 毎年どれだけ来るんですか。大体でいいから。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 150人ぐらいではないかなあとと思いますが。

○委員（川上文浩君） 毎月。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 毎年で。

○委員（川上文浩君） 150人しか出演者は来ないの。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） だと思います。

○委員（川上文浩君） 出演者だよ。オーケストラも入れてだよ。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） それは違います。

○委員（川上文浩君） まあいいや。

ですから、僕が言いたいのは、そういう人たちにふるさと応援寄附金のパンフレットを配って、ぜひしてくれという働きかけなんかを財団でされると、たとえ5,000円でもしていただきゃ、わずかでも収益になってくるので、例えば目的別にできるなら文化創造センター a 1 a へみたいなことになると、やっぱり文化創造センター a 1 a の努力が見えるような形になるじゃないですか。

出演者の方なんかには、ぜひ可児市へのふるさと応援寄附金なんかを働きかけるといいのかなあと、そういう要は収入の得方もあるのかなあとというふうに思っていて、僕はなぜかという、新日本フィルハーモニー交響楽団の方に議場コンサートをお願いしたときに、すご

くいろんなことを考えてみえて、僕らを日帰りですすのはもったいないですよ、でも宿泊させるとお金がかかっちゃうから民泊でもいいからしますよみたいなことをおっしゃっていたんですね。次の日にまた学校でも行きますよみたいなことを言われていたので、何でもそういうことに協力しますからということ、僕、一緒に食事してじかに聞きました。そういったいろんなアイデアを使って、せっかく来ていただけるオーケストラの方なんかもそういった形で協力してもらえるといいのかなあと、これはやられたらどうかなあという提案だけです。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 御提案ありがとうございます。

確かにふるさと納税につきましては、私どもも出演者の方に失礼のない範囲でお話を上げて、パンフレット等をお渡しして、できたらというようなことで御案内しています。それと、やはりこちらのほうでお礼の品のものにつきましても御紹介させていただきまして、なるべくこちらのほうで賞味いただいたものでできればというようなこともお話しさせていただいております。

それと、今、民泊というお話をいただきました。出演者の中には、私どものほうでというか仲介をいたしまして、民家を借りて、いつもそこでこちらのほうに滞在するときには共同で生活していただいて、こちらのほうも支払いを格安にさせていただいておるといこともございます。ですので、民泊、それとホテル、そしてマンスリーマンション、要するにアパートを長期にわたって借りるとかというような、いろんな選択肢の中で、先方さんの御意向も加えながら、少しでも節約できるような形で今後もやってまいりたいと思います。御提案ありがとうございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

○委員（渡辺仁美君） 予算というよりか興行の問題になったので、私も提案かもしれないんですけど、先ほどちょっときちと聞き取れなかったんですけど、ニューイヤーコンサートが何とかというフィルハーモニーのちょっとレベルの高いところをお呼びになって、それから格下げという失礼なんですけど、私たちがとても楽しみにしている新日本フィルハーモニー交響楽団にその次の年は変わったと、そう御説明があったのでしょうか。

だとすると、ニューイヤーコンサートってそんなに高望みされなくても、予算の関係でニューイヤーコンサートはもう新日本フィルハーモニー交響楽団でとか決めておいて、もっと身近なところで、子供たちを呼べるコンサートでも、例えばウィーン・フィルハーモニー交響楽団ですとカルテットとかそういう室内楽で本当にボランティア的に日本に来ているグループもありますし、そういったところの活用をされる御予定というか、そういう提案ですが、いかがでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） ありがとうございます。

まずニューイヤーコンサートでございますが、今、新日本フィルハーモニー交響楽団とウィーン・フォルクスオーパー交響楽団と毎年交互で行っております。ウィーン・フォルクス

オーパー交響楽団は向こうから大勢参りますし、今回見ていただいた方は御存じかどうかわかりませんが、バイオリンを弾きながら指揮をやるという、そういうすばらしい指揮者の方、あるいはその音楽の前でバレエを踊られるダンサー、そういった方々も総合的にやっていただいております、かなりやっぱり金額も高くなります。ですので、サントリーホールというか、ほかのところは日本に呼ぶときをうまく利用して、そのように話も持っていらっしゃるんですが、そのように毎年マンネリ化しないように、やはり通な方については、毎年新日本フィルハーモニー交響楽団ではというような方も中には見えます。それがやはり隔年で交代しますと、すごく皆さん新鮮に感じられるようです。ですので、できればいろんなところから、あそこの楽団のが聞きたいとかいろいろあるんですが、それは私どもの中で、今のところこの2つを交互にやりたいなあということで思っております。

ただ、今おっしゃられたようなお話がありまして、うまく話ができればやっていきたいと思っておりますし、少しでもほかの劇場とタイアップして、安くできるものであれば安くしたいと思っておりますし、交渉していきたいと思っております。

あと、ボランティアというか安く来ていただけるよという楽団についても、私どもが求めさせていただいているグレードといっちはなんですけど、そういったものと提供していただけるものがうまく話がまとまればやっていきたいと思っておりますし、ミニコンサートみたいなものも常時やっております。夜、本当に1,000円で聞ける身近な、身近にというかクラシックとかジャズとかいろんな分野の音楽を間近で見える、ロフトでやっておりますが、そういったものもやっております、なるべく、皆さんちょっと近寄りがたいかなあというクラシックコンサートなんかも、間口を少しでも広くしてやっていきたいと思っておりますので、今言っていただきました提案につきましても今後検討させていただきます。ありがとうございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに発言はございませんか。

○委員（亀谷 光君） 文化創造センター a 1 a の改修の日程について、せんだって4カ月前に我が委員会と館長と話したんですが、改修の今のところの大体のスケジュール、中身がわかればちょっと教えてもらえんかな。

○市民部参事（渡辺達也君） 改修につきましては、今現場のほうとも、閉館というようなことも出てまいりますので、今鋭意協議はいたしております。

今、内部で調整しております、また今の段階ですと基本設計部分のほうを固めている状況ですので、その段階でまた議会のほうにも中間報告のような形でさせていただこうかなあというふうには思っておりますので、よろしく願います。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これで質疑を終了させていただきます。

参考人の方はありがとうございました。

じゃあ、委員の皆さんにお諮りしますが、今から 10 分程度休憩をとらせていただいてもよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

それでは、午後 2 時 25 分まで休憩をとらせていただきます。お願いいたします。

休憩 午後 2 時 14 分

再開 午後 2 時 24 分

○委員長（天羽良明君） それでは時間前ですが、全員おそろいですので会議を再開させていただきます。

続きまして、報告事項 1. 下水道事業経営戦略策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（小栗正好君） それでは、よろしくをお願いいたします。

資料番号 2 の資料が合わせて 4 枚あります。A 4 の紙が 1 枚と、それからカラー刷りのものが 1 枚と、それからホチキスどめの戦略の公共・特環編と農集編があります。それに沿って御説明をさせていただきます。

まず、資料番号 2 と書いてあります 1 枚目をお願いします。

まず、この経営戦略の目的についてですが、この中の 2 行目にありますように、人口減少に伴う料金収入の減少等、経営環境が厳しくなる中、安定経営を目指すため、中長期的収支計画を柱とした経営戦略を策定し、経営基盤の強化を図っていくというものです。

2 番目の概要についてですが、まずは計画期間は法適用スタートの平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年といたします。

次に、丸の 2 つ目の策定の背景ですが、ここでは総務省が平成 32 年度までに全ての事業に策定を求めてきました。この中で、下水道事業の高資本費対策に係る平成 29 年度地方交付税措置には平成 28 年度中の策定を要件とするという通知がありましたので、今回策定するものです。

丸の 3 つ目、経営戦略の基本的な考えについては、もう一枚のカラー刷りの資料をお願いしたいと思います。

ここに考え方が 2 つ書いてございます。丸の 1 つは事業の安定継続のための中・長期的な計画であること、もう一つは投資の試算と財源の試算を均衡させた投資・財政計画が中心であることとなっています。

カラー刷りの裏面を見てくださいと、左側に投資試算、こちらの投資試算側では施設の把握と需要予測を行った上で投資を合理的にまず試算します。右側にあります財源試算側では、現状の財務を把握し、将来の財源を試算していきます。そして、ここにもしギャップが生じたような場合は、何らかの方策を講じる必要があるとされています。

最初の 1 枚目の資料に戻っていただきまして、中段あたりの経営戦略策定の考え方の 5 行

目の真ん中あたりから。

現在、下水道事業では長寿命化計画が策定されています。計画には、これからの設備・施設の投資内容はありますけれども、その財源確保については記載されていません。今回、可児市では、地方公営企業法を適用することで企業会計での財政シミュレーションが可能となりまして、長寿命化計画を進めていく上での財源の見通しをつけて収支の均衡を図れることになりました。

裏面を見ていただきますと、策定の効果といたしまして、この投資・財政計画を中心とした経営戦略をもとに、経営の健全化を目指し、安定した事業継続をしていくものとしております。

続いて、資料の経営戦略の公共・特環編、ホチキスどめの資料をごらんいただきたいと思います。

先ほども説明させていただきましたように、国が求める経営戦略は中・長期の投資・財政計画が均衡となっているかを重要視していますので、そちらを中心に説明をいたします。

後ろから3枚目にありますA3の資料が3枚ついております。2枚目は公共下水道のシミュレーションで、3枚目は特定環境保全公共下水道を示しております。そして、2つをまとめたものが1枚目にあります合計になっておりますので、1枚目をお願いいたします。A3の資料の3枚あるうちの1枚目をお願いいたします。

平成29年度から企業会計に移行することで、損益取引に基づく収益的収支と資本の増減に関する取引の資本的収支の2本立てとなります。

予算説明時の説明と若干重なりますが、平成29年度を例に説明をさせていただきます。

まず青色部分の1の下水道事業収益、そして2番目に下水道事業費用、青い部分のその2つにつきましては収益的収支の3条予算をあらわしております。下半分の3番目の青いところの資本的収入と4の資本的支出については、資本的収支の4条予算をあらわしています。

上から1番目の下水道事業収益の営業収益の下水道使用料でございますが、約14億4,000万円、今後も接続件数の若干の増があるものの、人口減少、節水機器の普及で微減と見込んでいます。

2番目にあります営業外収益の一般会計負担金、これは総務省の繰出基準に基づく繰入金でございます約10億8,600万円、2番目にあります長期前受金戻入、これは現金収入を伴わないものですが、約4億8,800万円となっております。

次に、青いところの2番目の下水道事業費用の営業費用でございますが、大きなものにつきましては、7番目にあります減価償却費の約12億3,300万円、続いて営業外費用の起債償還利子が約4億円となっております。

表の中段の黄色いところの当期純損益は4億9,300万円となりまして、損益としては黒字を確保でき、平成30年度以降についても同様に5億円超の黒字を見込んでおります。

次に、中段下の3番目の青いところ、資本的収入は、1の企業債借り入れが約1億9,900万円、2の出資金が約4億9,300万円、これも総務省繰出基準に基づく一般会計からの繰入

金で、出資金の形で収入します。

次に、青いところの4番目、資本的支出の1番の建設改良費ですが、約3億9,600万円、これは長寿命化計画に基づくもので、平成32年度までは大型団地の老朽化したマンホールぶたと耐用年数を超えたマンホールポンプの改築を集中的に行います。平成33年度以降は、劣化した管渠の更新費約5億円、マンホールぶたに約6,000万円を投資していきます。

次に、2番目にあります企業債償還金は、平成29年度は約17億5,200万円ですが、次第に減っていくことで経営的には改善をされていく予定としております。

結果、資本的収支は約13億4,600万円の赤字となりますけれども、当期の純利益などで補填をしていきます。

下から3段目にあります資金収支計では、数年は厳しい経営となりますが、一番下段の期末資金残高を見ていただきますと、次第に資金が留保されていくと見込んでいます。

国においては、この投資・財政計画が均衡となっているかを重要視しておりまして、その他全体的に書かれている項目につきましては、国が示す必要項目を記載している状況でございます。

公共・特環編は以上で終わりました、もう一つの農集編につきましては、今回の法適化の対象とはしておりませんが、同様に策定を求められておりますので、特別会計における収支計画を中心に策定をしているところでございます。

経営戦略については以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） ちょっとごめんなさい、これを教えてください。

減価償却費がふえていく理由は、これは何ですか。

○上下水道料金課長（小栗正好君） 減価償却費がふえていく理由は、新たに長寿命化計画などで投資をしていくことです。

○委員（川上文浩君） ということは、長寿命化計画によって投資した分だけの減価償却費がこのようにふえていくよということで、その計画にのっとって全て年度年度きちっとやっていけば減価償却費がふえていく傾向になるということですね。

○上下水道料金課長（小栗正好君） 将来の投資も試算しまして、その分の減価償却費もこの表には加えてあります。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 資金繰り問題をお尋ねします。

これはもともと出と入りの関係、資金の流れと、下水道を安定経営的に維持し、持続させるということの、幾つか足らなかったのが、今回、総務省の通知をベースにして、そこで必要とされている内容を補いながら、キャッシュフローまで含めて出した表だという説明でした。それは理解しました。

このカラーで印刷した説明資料の公共・特環編の中の9ページですね、資金残高という欄

がありますが、それを見ると、平成 29 年で 8,200 万円、それから平成 33 年度で収支は 4,700 万円赤字になると。平成 33 年、平成 34 年と 2 年連続で赤字だけど、最終的には、平成 38 年では 3 億 9,100 万円の黒字になるよと。だから心配は要らないよと中に書いてあるんだけど、私もそんなに心配していないんだけど、ただなぜこういう現象が起こるかということで、平成 29 年と平成 33 年の違いを説明で、6 ページで追いかけると、いわゆるマンホールポンプ等についての整備を先に先行させて 4 年間ちょっとでやって、平成 33 年から 6 年かかって今度は管渠の整備を年 5 億円ずつ投資してやるという計画になっておることがわかりました。その結果、今説明のあった財政計画をずうっと見ると、確かに水道事業収益のほうは四、五億円ずつの黒字でずうっと流れていくけど、資本的収支、いわゆる投資にかかわるほうと投資に必要なお金を用意するほうでは、何と億単位でぐぐぐっと赤字が出ますよね。

どうもこの結論だけを見ても、これまでためた分で何とかやりくりできるから心配は要らんというみたいだけど、年間 5 億円、つまり 6 年間でいくと 30 億円の投資をする財政のもと、安定的にこんなふうに行くもんですか。もうちょっと言うと、楽観的に見過ぎていないですか。この計画というのが僕の心配なんですけど、どうでしょうか。

○上下水道料金課長（小栗正好君） 今の表の一番下の箱の部分の資金の出入りのところを見ていただきますと、今御指摘のように、平成 29 年度では 4 条資金の収支は 13 億 4,000 万円……。

○委員（伊藤健二君） 12 ページですか。

○上下水道料金課長（小栗正好君） そうですね、12 ページの表の下から、平成 29 年度の 4 行目に 13 億 4,600 万円の 4 条資金としては資金の不足。ただし、上のほうの 3 条を見ていただきますと、やはり現金支出のない減価償却費というものがありますので、これは内部にたまっていくことになりますので、その差し引きで一番下の期末資金残高というのがあります。平成 29 年度は、今シミュレーションしますと、ここにありますように 6,004 万 1,000 円ということで、平成 30 年度になると 8,919 万円というふうに徐々にふえていく予定としております。

ただ、これも楽観しているわけではなくて、当面のやっぱり数年は資金管理を重要視していくということになりますので、3 条予算のほうで黒字といえども、やはり 4 条予算のほうでは赤字が大きいので、現在の投資に回す資金残高が出てくるかどうかというところが、資金管理が重要になってくるというふうに認識しております。以上です。

○委員（伊藤健二君） それはそれとして、わかりました。

先ほどの説明の中で、資本的収入の中の 2. 出資金の欄で、一般会計から平成 29 年度であれば 4 億 9,333 万円余の繰り入れをしてけると。一般会計より支援を受けると。名目は出資金ということだけど、一般会計から借りるわけじゃなくて、企業会計として出資してもらったということで、貸し借りなしの資本として受け入れていくということなので、いわゆる一般会計から支援を受けるということだね。

この4億9,000万円プラスのお金があって、初めてこの下水道事業の基本的永続性が保障されておると。だから、そこそこの十分な利益がたまるまでの間、つまり平成三十五、六年に至るまでの間は、この出資金というのが4億円単位で流れてきておると。だから、これがもしなかったら成り立たんということですね、この計画自体は。

○上下水道料金課長（小栗正好君） 4条でもらう出資金と、それから3条でもらう一般会計負担金とを合わせて繰入金として、これは総務省が示しております基準内の繰り入れということで、一般会計が負担すべきものということですので、これは権利としていただいでいくものでございます。

○委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

最終的にこの計画が、期末資金残高が11億円の黒字になって設計してあるので、10年かかって一丁前にきちっとした形でやっていけるようにしましょうと。そこから先については、ここをベースにして発展させましょうという考えだということなので、了解できる内容だというふうに思います。

ただ、ここにはもちろん織り込めていないのが、災害が発生したときに、どの規模で、どういうところに被害が発生し得るのか。特にいつ起こるかわからない地震等によって、下水の管に対する、あるいは設備に対する被害が十分織り込めないわけですよ。これが、規模がでかけりゃでかいだけ受ける根本的な被害というかダメージは大きくなるということで、その辺が心配だなあとと思いますが、そこまでは織り込みが難しいので、これは一生懸命頑張ってもらいたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

○委員（高木将延君） 一般会計の部分なんですけど、一般会計負担金と出資金ということで、総務省のほうでということなんですけど、これがマックスということなんでしょうか。この金額で決まっていくということなんでしょうか。

○上下水道料金課長（小栗正好君） 基準は毎年変わります。おおむね同じではありますけれども、細かな計算は、企業会計化したところで減価償却費というのが計算の基礎となったりしますので、毎年同じ金額ではありませんが、総務省が出す基準に基づいた、一応今の基準でいうと、それ以降もこのような金額でいただけるということになります。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

それでは2番目、農業委員・農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） 私のほうから少し説明をさせていただきます。

お手元の資料は、建設市民委員会資料3番になります。ぺら1枚でございます。

その上に書いてありますけれども、平成28年4月に改正された農業委員会等に関する法

律あるいは定数の条例などに基づきまして、農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦及び公募を下記のとおり広報「かに」あるいは市の公式ホームページなどで募ります。

農業委員については、以前も御説明させていただきましたけれども、議会の同意を経て市長が任命します。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱するという形で選出されます。

なお、お手元の資料につきましては、広報「かに」4月号に掲載する原稿でございます、このまま全く同じ形で記事になるわけではございません。また、市の公式ホームページのレイアウト等につきましては、現在検討中でございます。

中身につきましては、ここにありますように、主な改正点、それから募集期間、任期、対象者、募集人数などを皆様にお知らせしていくという形をとらせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

それでは3番目、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化協定の見直し協議に関する中間報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（杉山徳明君） よろしく申し上げます。

それでは、本日お手元にお配りをさせていただきました環境課資料というA4横の表を参考に見ていただきながら御説明をさせていただきたいと思います。

なお、本日は中間報告ということでございまして、現在事務レベルで合理化の転換業務に関して、岐阜県環境整備事業協同組合、いわゆる岐環協という組合と、そこに参画している地元の事業者と、私ども市とで、三者で協議を進めている内容の大まかな項目について御説明するとともに、仕組みとして、この金額をこういう形で考えながら進めていくということを確認していただくために報告させていただきます。今後この形で最終段階まで行きましたら、また改めて何らかの形でお示しができる状態になったらお示しをするというふうに考えておりますので、あらかじめ御了解ください。

まず、一般質問の伊藤健二議員の中で御説明させていただきましたけれども、今回の合理化の協定に関しましては、基本事項として2つの事項がございます。まず1点目が、現在転換業務として出している事業量を今後の転換業務量とみなしていくよということ。後ほど少し細かい数字を入れながら説明します。2点目が、今までは10年間で見直しをする、あるいは中間の5年間で進捗状況等を確認するという行為がございましたけれども、今後は協定の基本的な見直しは図らないという形で進めているということの2点が、まず確認しているところでございます。

もともとベースにおいてありますのは、今回の見直しについては、今後市民生活に影響が

及ばないように、さらに市民のニーズに適切に、的確に伝えられるようにということを念頭に、残業務が安定的に適正処理されることを一番に考えているということで、三者ともがその旨に合意した上で協定を進めていくということで考えております。

お手元にお配りした資料でもう一度確認をしますと、みなし業務量にするということはどういうことかということをお説明します。

お手元に配らせてもらったものと、合特法転換業務一覧表（累計）というもので、平成6年度から平成25年度までの横長に並べた表と、裏面で平成26年度、平成27年度が表示してあるものがあると思いますけれども、まずこの上段、つなぎかえ減少額というのが、平成6年度から順次つなぎ込みによりまして減少していった事業量を、ある一定の金額を乗じて捉えてきたもの、毎年毎年事業者と金額を突合しながら、どれだけの金額がつなぎかえによって減少してきたかというのを示したものが、平成27年度までが表示してございます。三者の合計額で、平成27年度現在の累計が4億4,626万1,159円という数字になっておるといいます。この下に②と書いてあるものですが、少し覚えておいてください。

下に、それに対する毎年代替業務として転換業務を出してきたものが、平成6年度から平成27年度まで毎年の事業転換業務でございます。平成27年度を見ていただきますと、3億5,565万5,819円という数字、①という数字にして示してございます。これが、事業が減少した額に対する年度ごとの転換業務の金額でございます。

そして、先日も一般質問の中の答弁でお話をさせていただきましたが、一部不足の状態を今まで継続してきたというのが、この1と2を差し引いたもの。下段の少し右手下のほうに、業者算定、可児市算定というものがありますけれども、1から2を引いたものが、業者が言われる当該年度に転換業務に対して足りていない分というのが1から2です。可児市の転換業務に対する減少に値しない金額といえますのは、前年度につなぎかえをされた合計額、ここでいうと平成26年度の③という金額を今年度、いわゆる平成27年度の1から③を引いた金額というのが可児市の算定不足、いわゆる一部不足している分というふうに考えておりますけれども、いずれにしましても9,000万円から8,700万円強の金額が当該年度ごとにおけば不足している額という状態が現在のところ続いている状態でしたというのがまず1点目。

今回の業務の中では、この不足している業務量であるけれども、この金額をおおむねの目安にして、今発注している業務内容、業務量で今後の業務量としてみなしていくよということ。したがって、可児市においては、この差分だけは今後見る必要がないということが1点。

それからもう一点重要なのが、本来減少し続けることになりましたけれども、その分についても今後要求額の中には算入しないということで、ある一定の金額で財政負担に応じて業務転換を図っていただけということが可児市として有利だということがここで見てとれるかなあというふうに思います。

そして、皆さん恐らく御想像の中で、このままずっと継続していくのかということについては、ある一定の状況、例えば何らかの社会状況だったり経済状況の中で、今話している転換業務が転換の業務内容として値しない、あるいは業務としてふさわしくないという、法

律改正とかいろいろなもので、減額しなきゃいけないとかという意味じゃなくて、転換業務に見合わないような状態になった段階では、それぞれそのときに応じて業務の見直し、あるいは協定の見直しをしていきたいと思いますということで、協定期間を定めないということにしております。

その2点が、今回の大きな変更点と今後の向かっていく目指すべき合理化の年間業務量であるということを御理解いただきたくて、きょうの説明を持ちました。

説明としては以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 今の説明の中であった転換業務としてふさわしくないと言わざるを得ない社会状況が、例えば法律の改正とかが出た場合については、その時点で見直しをするということだけなんです。それ以外の見直しの要因・要素というのは、きっかけというのはあるんですか、ないですか。

○環境課長（杉山徳明君） 一番大きなものとしましては、今後下水へのつなぎ込みをされる数字がそんなに急激に変化しないだろうということが一番大きな原因だと思います。それが無い限りはこのまま継続していくというのがまず第1点、一番大きなもので、先ほど補足的に御説明したものは、それ以外の要素で社会的な要求が発生した場合については見直しをしていくよということでございます。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

○委員（川上文浩君） 本来は10年で終わるという予定で始まったんですよね、これ、県のほうで。それが市町村に来て、経緯を聞くとですよ、延長されて、10年終わって、じゃあ今度は、もう後は市町村で判断しなさいという状況なんですよ、今ね。

結局、もう市町村に、県から、もうおまえら勝手に考えてやれみたいな話になったような状況なんじゃないかなあと思っていて、非常に県のいつもの得意な無責任なやり方なんですけれども、ある意味業務としては必要であるだろうという部分がある一方で、やはりいつまでやるのというのがすごく説明がつきにくくて、今の課長の発言のようになると思うんですけども、ある一定方向の、お互いに歩み寄りながらも、代替業務として渡す部分と、ここはもう公正に入札でどうですかというような部分を含めて一歩ずつちょっと改善していかないと、ずうっと多分このままいくとつながったままで、ずうっとこれを毎年毎年、どうなっているんだ、どうなっているんだという話になると、やはり今の流れからいうと余りいい方向じゃないことは確かですもんね。

やっぱり随意契約でそういうことをやっていくことを保障していくということは余りよくない環境だと思うので、そこはお互い、相手先も企業ですから、一般企業、民間企業なんですね、やっぱりそういうところは改善する、ここを見ながら、やっぱり議会に毎年毎年こうなりましたよということを報告しながらやっていかればいいのかあというふうに思ってい

ますけれども、いろんな契約というか交渉があるので言えないこともあるかもしれませんが、やっぱり極力減らしていくという方向と、必要な業務というのはやっぱり残しておかないとだめなので、なくなったら困ってしまうということであれば、やっぱりそういうところをちょっと、情報をしっかりと開示していただきたいと思いますけど。

○環境課長（杉山徳明君） おっしゃるとおり、情報については毎年いわゆる決算の段階でお示しをしているところで、たまたま担当、いわゆる下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の最終、協定の担当が環境課でございまして、それぞれの業務については所管課がそれぞれの立場で説明をしておりますので、その部分は御理解いただいているところだと思いますけれども、それに加えて、こういった業務量に関しても、あわせて何らかの形で報告できる機会を持っていく必要があるのかなあというふうには思っていますので、また改めて報告していきたいと思います。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 58 分

再開 午後 3 時 00 分

○委員長（天羽良明君） それでは、会議を再開いたします。

4 番目、空家等対策計画策定期の延期についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 資料ナンバー 4 について御説明いたします。

空家等対策計画策定期の延期についてでございます。

平成 29 年 2 月 27 日の予算決算委員会で委託費の繰り越しをお願いした件でございます。

平成 28 年 12 月の建設市民委員会では、条例改正の説明時には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく可児市空家等対策計画は、年度内の策定を目指し、業務を進めている旨をお話しさせていただきました。

条例改正後に、平成 29 年 1 月 23 日に行いました第 1 回空家等対策協議会で、計画の素案に対し、委員の皆様から大変多くの意見をいただきまして、これらを踏まえた修正計画案を策定する時間が必要となりまして、年度内策定が困難となりました。そこで、策定完了時期を平成 29 年 9 月として策定作業を進めるものでございます。

協議会で委員からいただきました主な意見としましては、計画の背景や目的、可児市が目指したい方向性がまだ明確になっていない、データをもっと多方面から解析して、可児市の状況を十分に把握した上で課題を上げること、可児市がどこまでかかわっていくのか、またかかわれるのかを示すべき等があり、もっと時間をかけてしっかり分析をするようにと御指

摘をいただきました。

それを受けまして、現在も作業を進めておりますが、可児市の状況と課題の再考察としまして、空き家所有者の年齢や居住地別の特徴、空き家の立地条件や住宅団地の造成時期の特徴、その他の可児市の特徴を探り、可児市の状況と課題から重点的に対策を検討する項目を明確にしていきたいと思っております。

今後の予定といたしましては、十分に分析をした上で、修正した計画案を第2回可児市空き家等対策協議会に諮り、協議を行います。その後に議会への御報告やパブリックコメントを行い、第3回の空き家等対策協議会において計画案を確定させ、9月の議会で御報告させていただけるスケジュールを想定しております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

それでは5番目、大森台（櫛ヶ丘）宅地開発事業の経緯についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（守口忠志君） よろしくお願いたします。

資料番号の5番をごらんください。

大森台（櫛ヶ丘）宅地開発事業の経過報告について説明させていただきます。

事業概要としましては、開発面積8.4ヘクタール、住宅146区画、集会所1区画を予定しております。

事業期間、砂利の採取の今の時期ですね、平成28年4月から平成31年12月までの2年9カ月で70万立米の採取を行う予定でございます。現在、ちょうど1年を経過したところでございます。

平成28年6月の建設市民委員会で現状報告をさせていただき、その後、7月には現地のほうの視察を行っていただいております。

実際、事業の進捗状況及び対応状況としましては、1点目としまして、平成29年2月28日現在で約10万立米の砂利の搬出が行われているところでございます。予定としましては、平成29年2月現在では8万立米であったことから、予定より若干早い進捗状況になっております。

今、ちょうど市道27号線のところを経て、中の市道を通って土砂搬出を1カ所からやっているところでございましたが、今後としましては、区域の西側、県道多治見白川線から搬出の計画をしており、現在、県道管理者の可茂土木事務所と協議を行っているとのことでございます。

続きまして2点目、沈砂池及び防災措置としまして、こちらにつきましては、もう一枚、後ろに別紙として図面をつけさせていただいております。こちらをごらんいただきたいんですけど、このエリアにつきましては、当初、7月に現地視察をいただいたときには、こちら

の図面の左、ここの沈砂池ですね、これが若干できかけていて、大きくはまだ正確にはできていなかったところでございますが、2月の時点では、この下の沈砂池、それからもう一つ、上段の沈砂池と、2つの沈砂池をつくって工事のほうを進めているところでございます。

具体的には、平成29年2月8日に可茂農林事務所、森林法の関係ですね、林地開発許可制度の関係での指導のもと、県の振興防災課と合同で現地確認を行い、必要とする沈砂容量が確保されていることを確認しました。

また、その際に、今後の指導としまして、現在の仮設側溝、仮設沈砂池につきましては、砂利採取による地形の変化に合わせて必要な措置を講ずることという指導、それから当然県道側への出入り等が出てまいりますので、周辺の状況を考慮して、安全策をまた設けていきなさいという指導もさせていただいているところでございます。

続きまして、資料はもとのページのほうの裏面をごらんください。

こちらで、工事による周辺への影響ということで、若干この1年間でいろいろ御報告いただいた件について御報告させていただきたいと思っております。

1点目としまして、作業時間については、近隣との話し合いの中、午前7時45分からダンプトラックによる搬出を開始というところで、当初午前8時というお話とかいろんなお話が出ておりましたが、近隣の方と相談してこのような決定を今されているようでございます。

2点目、その中で重機からの騒音による苦情がありました。これにつきましては、午前7時半ごろですね、朝早くから重機を動かしているのというところで苦情がございました。それにつきましては、現場作業者に周辺の状況を配慮して作業をするようにという指導をさせていただいております。騒音レベルはそこまで高いレベルではございませんでしたが、一応指導としてはさせていただいております。

3点目としまして、大雨により東側の湿地に土砂が流出したということがございました。それにつきましては、環境課と現地確認をし、対応をさせていただきました。

4点目としまして、市道2318号線、これは市道27号線からの、実際、この間、現地で現場の立ち合いをさせていただいた最初にダンプトラックが入る進入路のところでございます。そこにつきましては、そこも柵等を設けていなかったもんですから、そこに柵を設けてもらうように指導をさせていただいております。

また、市道27号線の落石に関する苦情が何回かございましたので、それもその都度指導をさせていただいているという状況でございます。

その他としまして、建築指導課では月1回、現実的には月1回以上、現地のほうを確認をさせていただいておるんですけど、特に大雨が降ったとき等につきましては、その後の確認、それからそれ以前の確認も今はさせていただいているところでございます。

それから、可茂農林事務所林業課においては月1回の現地確認を実施しております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 1点、平成32年1月から宅地造成となっておりますが、これはどこがやられるんですか。

○建築指導課長（守口忠志君） そちらにつきましては、まだ今現在では未定です。

○委員（川上文浩君） じゃあ、以前、造成工事はカネコ工業と出ていたのは途中で消えちゃった、それから一切造成工事に対する請負業者の名前は、もう看板等にも出ていないわけですね。

○建築指導課長（守口忠志君） 看板のほうには出ておりません。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 事業期間の最初に書いてある文化財調査とありますが、これは市の文化財課か何かをやったんですか、それともほかがやったかどうかと、この文化財調査の主目的は何でしょうか。埋蔵文化財もしくはそういう何らかの事前情報がある、ない、どうでしょうか。

○建築指導課長（守口忠志君） 文化財につきましては、市の文化財課のほうでの調査を行っていただいております。

済みません、内容についてはちょっと確認をさせていただきます。

○建設部長（三好英隆君） 文化財が持つておるもので、古窯というか古い窯跡があるという情報がございましたので、今、課長が答えたように、文化財課が調査したという結果でございます。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

○委員（渡辺仁美君） 先ほど落石とおっしゃいましたよね。そういった自然災害についての留意のお願いなんですけれども、昨年中に雨のひどい日がありまして、私を含めて近隣に住んでおります議員も、後から聞いたらもう一人の方も見に行かれたみたいなんですけれども、すごい雨ですと、やっぱり何の囲いもないところから、砂場から土砂がやっぱり下に、流れやすいほうに行くし、水の流れももともと自然の形で、脇のほうの雨水排水路じゃない、何かすごい簡易なものしかなかったんで、そこを伝ったり、今は池があるんですけれども、何かそういったことも気になりますので、その点の注意をよろしくお願いしたいと思います。

○建築指導課長（守口忠志君） おっしゃられるとおり、一番最初的时候に、大雨が出たときに近隣の家の方へ土が排出されておりました。それにつきましても指導をさせていただきます。その後、今の横断する排水も改善はされております。また今後も引き続き現状を確認しながら指導はしていきたいと思っています。

○委員（川上文浩君） 月1回行くほど、そんなに行政が指導をしなければいけないもんなんですか、これは本当に。

本来、企業責任でちゃんとやってもらって、まともなところなら普通ちゃんとやって、そういうのに全て対応するのが当たり前の企業モラルだと思うんだけど、行政が毎月行って、苦情があるたびに行って、指導をしに行かならんようなので大丈夫ですかね、その企業は。

○建築指導課長（守口忠志君） 済みません、言葉足らずだったかもしれませんが、月に1

回は、まずはパトロールという形で全開発の事業のところをうちの担当課として回らせていただいているのが月1回でございます。その以外に、やはり大雨が降ったときとか、正直騒音が結構朝早くからやっているというのが2回、3回ほど、それからその他、石が落ちていきますという話も二、三回いただいておりますので、そういったのも合わせての話でございます。以上です。

○委員（川上文浩君） 指導したらしっかりやってもらえるの。

○建築指導課長（守口忠志君） そうですね。

○委員（高木将延君） 進捗状況のところについて、2点ほどお願いします。

平成29年2月時点で8万立米ということで、若干早いというような進捗状況になっていると思うんですけど、これは最初、当初企業側と話をしたときも、住民の意向も考えて、計画よりも少ない量というか、ダンプトラックの搬出等ですね、なので計画よりもおくれるというようなことは考えているということだったんですが、逆に早いというのはどういう状況になっているのか、まず1点教えてください。

○建築指導課長（守口忠志君） 早いといえますか、ほぼ計画どおりは計画どおりなんですけど、持ち出す量として早かったというところがございます。

○委員（高木将延君） ダンプトラックの回数がふえているということでもないですか。わかりました。

もう一点、県道への搬出も考えているということで、これは現地調査に行ったときにも話が出ていたんですけど、それに対して県との話をする前段階で、図面等はまだできていないんでしょうか。

○建築指導課長（守口忠志君） 現段階では、私のほうへ図面のほうはまだいただけていないのが現状です。

○委員（高木将延君） 今回の資料にも添付されている図面等はあるんですが、やはり県道のほうに出すのであれば、それなりの図面等も、ある程度計画段階でこのあたりに出すというのは考えていると思うので、その辺もちょっと出していただけると助かります。

○建築指導課長（守口忠志君） 搬出する場所は、ちょうど桂ヶ丘の、この図面でいいますと交差点のところで、最終宅地造成の計画図面に合わせたところに出てくるということはお聞きしております。ただ、それに対する詳細な図面が今現在ないということですので、改めてお示しさせていただける時期がございましたら示しをさせていただきたいと思います。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

それでは6番目、市道117号線の道路改良事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（佐合清吾君） よろしくお願いをいたします。

市道117号線道路改良事業でございます。

委員会資料につきましては6番をごらんください。

平成29年度の新規事業でありまして、市道117号線道路改良につきまして御説明させていただきます。

当該路線は、平成27年度から平成28年度までは道路改良事業の1路線として、測量設計や地元説明、境界立ち会い、用地補償等を行ってまいりましたが、平成29年度からは新規重点事業に位置づけまして実施していくということでございます。

資料の裏面に位置図と標準横断図がございますので、ごらんください。

当該路線は可児駅西にありまして、南は主要地方道土岐可児線と、北は県道御嵩犬山線に接続する道路でございます。可児駅西口へのアクセス道路であり、通学路にもなっておりますが、現状は幅員が狭く、車両のすれ違いが困難な状況でありまして、狭隘部の解消と通学路の安全確保を図るため、拡幅工事を実施するものでございます。

概要といたしましては、表のほうへ戻っていただきまして、全長は536メートルで、幅員11メートルでございます。車線幅は3メートルで、2車線を確保いたします。歩道につきましては片側で、自転車歩道ということにしておりまして、幅は3メートルを東側に設置するというところでございます。

全体事業費につきましては、約4億9,300万円を予定いたしております。なお、事業費につきましては、今後実施設計を行いますし、用地補償の調査等もこれから実施していきますので、変動があるというふうに考えてはおりますが、予算の範囲内で進めていきたいというふうに考えております。

工期につきましても、平成29年度から平成36年度までという予定でございますが、御存じのように、最近の国の補助金につきましては、要望額に対しまして満額つかないというようなこともございまして、工期が延伸するという可能性があるというふうには考えております。

今後の予定といたしましては、用地交渉を継続的に進めるとともに、詳細設計を行いまして、南側から順次拡幅工事を実施してまいりたいというふうに考えております。なお、平成30年度からは県道土岐可児線の拡幅工事が行われますので、それにあわせまして、その部分の交差点部分ですね、そのところから北へ向かって80メートルぐらいの区間を施工したいというふうに考えております。

また、その他でございますけれども、市道117号線、当該路線の周辺におきましては、平成29年度末に可児駅東西自由通路が開通予定でございます。それに伴いまして、今広踏切を廃止するというようになっております。

また、平成30年度には駅の東と西の広場を整備する予定でございます。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 用地買収を含めて拡幅をしようという大変大事な話だと思って聞いていました。

両側にびっしり家が張りついていなくて、田んぼだったり畑だったりいろいろありますけれども、基本的には、あそこの菓子屋さんがありますよね、駅前の東側の道路とクロスするこの周辺と、もう一つは出口の一番南側のところの辺は、基本的に中心線はどういうふうに設計する予定ですか。

○都市整備課長（佐合清吾君） ただいまお話がありましたように、東側のほうに家等が張りついておるということは現状でも見ていただいてわかるとおりでございます。

南の交差点部につきましては、県道との交差点ということで、これは既に近隣のところの用地買収等にも入っております、ここにつきましては、おおよそ道路のセンターを割り振るといような形の線形になりますが、そこから北へ向かって、昔、農業協同組合のガソリンスタンドがあったところへ向かっては、逆に西側に拡幅するといような形で、現道部分は4メートル程度しかございませんけど、現道部分が今度の自転車歩道の部分になるといような基本計画になっておるところでございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

それでは7番目、「可児市かわまちづくり計画」策定及び支援制度の登録についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） そうしましたら、「可児市かわまちづくり計画」策定及び支援制度の登録について御報告をいたします。

この件につきましては、本委員会ですぐ進捗状況のほうを報告してきたところでございますが、基本計画のほう仕上がりました、後で申し上げますが、平成29年3月7日付で国への登録が完了しましたということで、本日御報告をさせていただくものでございます。

資料といたしましては、資料番号7のA4のものと、それから本日は基本計画の概要版ということで見開きのものを1部、そしてこれも後で御説明しますが、イベントのチラシということで3部御用意をさせていただいております。説明についてはA4の資料のほうで行いたいと存じます。

これまで、かわまちづくりについては、当委員会でいろいろと御説明してまいったところでございますが、もう一度改めて簡単に整理をさせていただきたいと思っております。

まず上段ということで、可児市が目指すかわまちづくりについてということで整理がしてございます。

今回の対象区域につきましては、木曾川左岸の今渡公民館のあたりから土田の可児川下流域自然公園あたりまでの地域ということになってございます。御案内のとおり、このエリアにつきましては、木曾川左岸遊歩道友の会の皆さんが整備された遊歩道を初めとして、多くの自然、歴史的な資源にあふれておるといことでございます。

可児市が目指すかわまちづくりについては、こうした自然を生かしながら、例えば総合戦

略であるとか観光ランドデザインで位置づけられているとおり、新たなにぎわいであると
か人の流れを創出していくと。ここに住んでいらっしゃる方にも、ここを訪れていただく人
たちにも心地よいと思われる空間をつくり出していくためにということで、これは国の支援
制度ということに乗っかりまして、かわまちづくり基本計画を進めてまいったところござ
います。

中段は、かわまちづくり基本計画について簡単に記してございます。

基本計画につきましては、基本理念や基本方針を整理し、今後大きく 24 項目のハード・
ソフト事業に取り組んでいこうということで、当事者それぞれの役割分担でありますとかス
ケジュール、そして推進体制などについて、取り組みの計画ということで整理をしておと
ころでございます。詳しい内容については省かせていただきますが、概要版におおむね資料
が載っておりますので、後ほどごらんをいただければと思っております。

下段につきましては、これまでの経緯並びに今後の予定について整理をさせていただいて
おります。

かわまちづくり基本計画の策定に当たりましては、多くの皆様のお声をお聞きしながら、
かわまちづくり協議会において議論いたしまして、基本計画として取りまとめたものでござ
います。

国土交通省のかわまちづくり支援制度の登録につきましては、平成 29 年 3 月 7 日付で正
式に登録が完了いたしましたというところでございます。

今後の予定についてでございますが、実はあさって、平成 29 年 3 月 17 日になりますが、
国のほうから、これは国土交通省中部地方整備局の局長、それから河川部長、それから木曾
川上流河川事務所の所長が可児市のほうにお越しをいただきまして、市長のほうに登録証の
伝達をしていただくということで、伝達式を行っていただくことになりました。

そして、その後といいますか、計画ができ上がりましたので、我々としてはキックオフイ
ベントということで、これはチラシがございます。カタクリまつりと、裏側にかわのほとり
と散歩道でございますが、平成 29 年 3 月 25 日、26 日にカタクリまつりというのをを行うこ
とに、これは可児川下流域自然公園で毎年行われるイベントでございますが、それにあわせ
ましたウオーキングイベントというのを開催する予定をいたしてございます。

平成 29 年度からは本格的に事業を開始いたしたいと考えておりまして、関係予算を平成
29 年度当初予算として計上させていただいているところでございます。

事務局といたしましては、多くの皆さんや関係者の方々の御参加をいただきながら、計画
に基づきまして着実な事業推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

発言のある方はございませんか。

○委員（高木将延君） 前回の委員会での報告のときに人道橋周辺の話が出たと思うんですけ

ど、あの後、計画変更等、進捗はどんな感じでしょうか。

○都市計画課長（田上元一君） 平成 29 年度の予算の中で、人道橋の現地測量を計上させていただいております。

御案内のとおり、その地域につきましては国定公園の区域ということ、さらには名勝という河川では唯一の区域になっておりまして、文化庁の大変きつい規制の中にございます。果たして人道橋がかかるかどうかというのはちょっと無理として、まずはそうした現況調査をさせていただいて、関係機関との調整を図るとというのが大事になってくるかなあと考えておりますので、我々としては計画どおり進めてまいりる予定ではございますけれども、何分相手先がそういうちょっと壁が高いところがございますので、慎重に進めていきたいなあとこのように考えているところです。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに発言はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 直接こことリンクするかどうかわからないんだけど、かわまちづくりの中に自然や歴史・文化の継承という欄があります。

御存じのように、土田の渡りのところにガラス工芸の発祥の地があるという話がかつてあったんだね、土田のビードロよ。それで、さっきこの会議の別の場で、ガラス工芸館の話で、それを再現してやっておる、極めて貴重でという話があって、まだそれは取り扱う意味があるなあとと思うんだけど、このかわまちづくりの流れの中では、このエリアの中に入るんだよね。その辺の歴史情報とか、実証的に取り出せるかどうかも含めて、一度広い視野で把握して組み込んでほしいと思うんだよね。そういうテーマが埋もれたままで放っておくのはもったいないという意味で。

ただ、ほかにも土田御前がいろいろと目立ってきたりとか、あれやこれやといろいろと追加されている部分もあるもので、どこを売り出しのポイントにするとかいろいろあるとは思いますが、ただ地質的に石英か何かが多いんだよね。それでガラスがとれたと、原始的な方法で。ということから、そこで発祥したということなので、古い時代の古い歴史の一端だけれども、それは大事なことだと思ってしまうので、そういうのが埋もれたままでふたをしちゃわないようにちょっと留意してほしいと思います。

○都市計画課長（田上元一君） 平成 29 年 3 月 26 日の木曾川ウオークには、木曾川左岸遊歩道友の会の皆さんに大変御協力をいただきまして、ただ歩いてもらうということではなくて、木曾川左岸遊歩道友の会の皆さんが語りべといいますか、いろんな地点でこの歴史のほうを語っていただくということで、今すごい勉強されていらっしゃるということでもあります。

委員御指摘のいろんなところも恐らくチョイスされていらっしゃるのかなあとと思いますが、そうした埋もれた歴史というものをかわまちづくりの中で、ソフト的なもの、そしてそういう皆さんというのは、実は計画の中にも語りべというような形で伝承をしていくような仕組みをつくっていかうというのが一つございますので、そうしたものもこれから必要になるかなあとこのように考えております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

○委員（川上文浩君） 平成 28 年 9 月のときにも言ったんですけれども、可児市観光協会の会長が利害関係者になるということで、そのところが後から問題にならんようにきちっと配慮してやっていかないと、そのために副会長がいるので、観光協会も。そういったところは本当にちゃんとやっていかないと、本当に変なことになると困るんでね、重々注意してやってください。

○都市計画課長（田上元一君） 御指摘、重々承知しまして、留意しながら進めてまいりたいと思っております。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

それでは 8 番目、コミュニティバス日曜日・祝日運行計画の概要についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） そうしましたら、コミュニティバスの日曜日・祝日運行計画の概要について御説明をいたします。

この件につきましても、平成 28 年 12 月の当委員会において、年度内に運行計画を立案すると説明をしたところでございまして、運行事業予定者との調整、それから庁内での合意というのが調いましたので、本委員会で御説明をさせていただくものでございます。

資料は資料番号 8、A 4 のものと A 3 のものが 2 枚ということで御説明をさせていただきます。

まず、1 ということで運行の目的でございます。これは昨年の平成 28 年 6 月の委員会でも御説明申し上げました。コミュニティバスの日曜日・祝日運行につきましては、公共交通が担う役割である市民の移動手段を確保し、暮らしを支える、これが一つですけど、もう一つの、市民の楽しみを創出し、まちを活性化する、この 2 つの目的のうちで市民の楽しみを創出しようということを経営の目的として捉えて運行計画を検討いたしましたところであります。その結果といたしまして、ここにございます、1 つは市民のお出かけの移動手段を確保しよう、そして提供しようというものでございます。2 つ目としては、観光文化施設周遊のための移動手段を提供しよう、以上を運行の目的としたものでございます。

次に、2. 運行の方法でございます。まず、市民の皆さんが各地域からお出かけする移動手段としては、デマンド型乗り合いタクシーを設定いたしております。そして、可児市の魅力発見・体験のための観光文化施設をめぐる移動手段としては、定時・定路線型巡回バスを設定いたしております。この 2 種類の新たな運行方法と、既に日曜日・祝日に運行しております鉄道でありますとか東濃鉄道の路線バス、それから Y A O バスなども併用しながら運行を行うということといたしたいと思っております。

次に、3. 運行事業予定者でございます。デマンド型乗り合いタクシーにつきましては、

現行の電話で予約バスのシステムを流用するという、また定時・定路線型巡回バスとの連携を図っていくということを考慮いたしまして、両方の運行を可児タクシー株式会社に運行委託したいというふうに現在は考えておるところでございます。

次に、4. 名称でございます。今回の日曜日・祝日のコミュニティバスにつきましては、総称をおでかけしよK a r、このKとCをちょっとかけたところでございますけれども、おでかけしよK a rというふうにさせていただきました。そして、デマンド型乗り合いタクシーをKタク、定時・定路線型巡回バスをKバスと名づけて運行していきたいというふうに考えております。

では、次に運行の概要でございます。

まずはKタクです。

あわせて、A3判のほうですが、デマンド型乗り合いタクシーKタク日曜日・祝日運行方法もごらんをいただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、現在の電話で予約バスの7つのエリアがございますが、これはそのまま踏襲をさせていただきたいと考えております。そして行きでございますが、各エリアの全ての停留所から乗車することは電話で予約バスと同じでございますが、降車の停留所を鉄道駅または観光文化施設のみに限定をいたしたいと思っております。ここが現行の電話で予約バスと異なる点というふうに思っております。そして帰りにつきましては、各エリア内の鉄道駅、観光文化施設からのみの乗車とし、御自宅近くの停留所で降車をすると、そうしたシステムとしたいというふうに考えております。

そして、現在さつきバスのみが平日運行しているエリアや路線につきましては、さつきバスの停留所をKタクの停留所といたしたいというふうに思っております。一方、日曜日・祝日に運行しているY A Oバス、そして東濃鉄道路線バスのエリア、例えば兼山であるとか帷子でございますが、そうしたところについてはKタクの運行エリアとはいたしません。

そして、運行時間や運行便数、予約方法などにつきましては、混乱のないように電話で予約バスと同様といたしたいというふうに考えておるところでございます。

次に、Kバスであります。

もう一枚のA3の資料をごらんいただきながら御説明をさせていただきます。

ただいま申し上げましたように、3つの鉄道駅と5つの観光文化施設を巡回する定時・定路線型の巡回バスを新たに走らせたいというふうに考えております。

8カ所の停留所の選定につきましては、まずはKタクとの連携、それから既存の交通、例えば鉄道などとの連携、そしてアンケート結果に基づきまして、まずは観光文化施設に特化した形で設定をいたしたところでございます。

車両につきましては、9人乗りのジャンボタクシーを2台用意いたしまして、1日で右回りルート5便、左回りルート4便を運行いたしたいと考えております。

運行時間につきましても、Kタクとの連携を考えまして時間を設定いたしたところがございます。

次に、実証運行であります。今後、運輸局への申請手続でありますとか、それから周知期間を考慮いたしまして、平成 29 年 7 月 2 日から 12 月 24 日までの日曜日・祝日・振りかえ休日、延べ 34 日間について実証運行を行いたいというふうに考えております。Kタクは現行のタクシー車両を使用するというごさいますが、Kバスは、実証運行期間中は市の公用車 2 台を営業車両の緑ナンバーに変更しまして、6 カ月間、運行事業者に無償貸与したいというふうに考えております。これにつきましては、本格運行の際には専用の車両を用意するというごさいで対応していきたいというふうに考えております。

次に、7. 運賃でございます。いろいろとこれは内部でも検討いたしましたんですが、わかりやすさという視点で、Kバス、Kタク単独でも、あるいは両方でも、1 日何回乗っても共通乗車券 500 円ということといたしたいというふうに考えております。そして、既存の Y A O バス、東濃鉄道路線バスから乗り継いだお客様には 200 円の割引を実施するというごさいを設定いたしております。当然ながら、障がいをお持ちでいらっしゃる方とかの現状の割引制度については、そのまま引き継ぎをさせていただきたいというふうに思っているところごさいます。

今後のスケジュールというところごさいです。本日の説明の後、あす、3 月 16 日ごさいますが、道路運送法に基づく協議会ごさいます可児市地域公共交通協議会で運行計画について協議をいたしたいと考えております。そして平成 29 年 4 月以降、運行事業者により運輸局への運行申請手続を行っていただきまして、並行して、私どもでは、広報・周知であるとか新たな停留所の設置などの準備作業を行っていききたいと考えております。そして、平成 29 年 7 月から 6 カ月間実証運行を行い、その間に利用者の意向把握などをあわせて行いたいと考えております。年明けの平成 30 年 1 月から 2 月に、実証運行の結果をもとに検証、運行計画の改善を行いまして、できるならば来年の 4 月から本格運行を始めたいというふうに考えているところごさいます。

長くなりましたが、説明は以上ごさいます。よろしくお願ひします。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑はごさいませんか。

○委員（高木将延君） いろいろ期待するところごさいますが、9 人乗りの車を使うというごさいことで、これが予定よりも人気で利用者が多かつた場合は、本格稼働した場合は、車両台数の増加で対応するのか、規模を大きくするのか、どちらの方向で。

○都市計画課長（田上元一君） いわゆる乗り残し、取り残しというケースが出てくるかと思ひます。それについては、実は内部でも検討いたしまして、基本的にはタクシー車両、予備車両を 1 台必ず運行事業者としては用意をしておかなくてはなりませんので、そうしたもので当面は対応するというごさいことになるかと思ひます。例えば、この 6 カ月の間にどのような運行の状況であるかというのをごさいよほどきちんと精査しないと、本当に 2 台が 1 台でよかつたみたいな話になってしまつてはだめですので、逆にどんどん使つていただくような形で、車両をもつとふやせられるような方向もあるのかなあと考えております。

いずれにしても、6カ月間の実証の中でいろんなことを検討していきたいなあというふうに考えているところです。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩をとります。

休憩 午後3時41分

再開 午後3時46分

○委員長（天羽良明君） 時間になりましたので、協議事項に移りたいと思います。

まず1つ目は、可児市二野地区で計画している土壌処理事業についてを議題といたします。

お手元の配付資料のほうは、確認ですが、資料9というものと、あとは今スケジュールのほうをお手元に配らせていただいておりますし、それだけです。

それでは、ダイセキ環境ソリューションの視察も踏まえて、今後、建設市民委員会としてどのようにすべきかを、御意見を頂戴したいと思います。

まずその前に、先日、平成29年2月17日に、伊藤健二委員のほうはちょっと御都合で出席はされていなかったんですが、委員会のほうを開かせていただきました。そこで出た御意見としましては、県とのやりとりもこれから始まってくるであろうから、後先になってはいけないということもありまして、動きをちゃんと察知するように、スケジュール管理を含めてということだったと思いますが、あとは地元の安心感をどういうふうに築いていくかというようなこともありましたので、そのときは明文化というものがなく、視察報告書も完全ではなかったという状況でございまして、その視察報告書が完全に仕上がったところで、それを参考に今までの質疑のほうを、これはまだ足りない部分があるかと思いますが、ダイセキ環境ソリューションの回答から引き出したものでございますので、ちょっと副委員長のほうから説明のほうをお願いしたいと思います。

○副委員長（勝野正規君） それでは、この件につきましては、視察報告書というのは、サイボウズ上に渡辺仁美委員のほうで記録をつくられたのが出ておりますので見られたかと思えますけれども、その概略をまとめたもので、正規のものでございます。

まず、全部読んでいくと長くなりますけれども、公害防止協定等についてという質問に対しては、公害防止協定は進めていく方向で、現在、環境課と検討中である云々ということでございます。

ダンプトラックについては、前々から意見が出て、地元協議にも出ておった分の回答でございます。

アンモニア臭が出ておるという話でも、アンモニア臭というのは産業廃棄物に起因するもので、名古屋市はそれを扱っておるんですけれども、可児市は扱えませんから、そういうことは考えられませんという回答。

工場の入り口付近で住民等が歩き、これはこちらにできた場合のことですけれども、危険であるが、その対応については、稼働中は警備員を配備するというダイセキ環境ソリューションの回答です。

環境測定の結果については、法律上は3カ月に1回であるけれども、開業後1年間は1カ月に1回報告書を、甲山製作所、東海ミネラル株式会社や地元の自治会に提出すると、当然市へもということでございます。

以下、アンダーラインで二重線が引いてある部分は、予定とか検討ということについて触れてあります。

ウランを含む汚染土壌が搬入された時点で操業停止になることについては、向こうの回答としては、重々承知しておると、それを踏まえた対応を行っていくと。

ウランの線量測定についての質問に対しては、市環境課、県、リニアトンネル工事落札業者の清水建設とともに協議しており、岐阜県からは国際原子力機関、IAEAから求められた数字をベースにやっているの、これ以上のことを完璧にやるつもりはないという回答をされました。また、清水建設の回答としては、JR東海と同じ考えで、ウラン鉱を通らないルートを選定しているが、万が一に備え、1日1回必ず線量をはかると。ダイセキ環境ソリューションとしては、可児市の住民不安もあるため、何らかの対応をするということをおられます。

裏面へ行きまして、社員1人1台の線量計保持等の提案についてというのは、ありがたい提案をいただいたということをおられました。市環境課へ報告し、検討していくと、線量計の保持については。それから、ダイセキ環境ソリューションとして、従業員の被曝量が1年間に1マイクロシーベルト以下の確認のためにも、ポケット線量計の導入を予定しておりますと。

事前の粉じん・騒音対策について、視察後ですけれども、平成29年2月28日にダイセキ環境ソリューションの珍道氏に聞き取りを行いましたけれども、粉じん・騒音は少ないと考えるので、操業当初はその対応はとらないと、要は壁云々をつくらないよということです。その後、問題が生じれば対応していくことを検討するということとございます。

可児工場は、名古屋工場に比べ、処理量が少ないが、なぜかということは、可児の場合は乾式処理のため、相当のストックヤードを必要とするためであると。

建屋内にたまっちらの処理について、これは多くの集じん機を設置し、ちりを集め、密閉した状態で搬出すると。

そういった浄化の純度の割合と飛散した場合の対応についてでございますけれども、基本的には9割以上の確立で1回の洗浄で済むが、そうでない場合は、汚染が残った土壌のまま、セメント会社が受け入れオーケーの場合にセメント工場に持っていくか、再度処理工程に戻し、保管ヤードは全て鉄筋構造のテントの中と。浄化が終わっていても、疑いのある段階では全てテントの中で保管すると、要は外へ出さないということです。

黄鉄鉱を含む建設発生土についてでございますけれども、酸性可能性試験を行い、pH

3.5 以上の汚染土壌のみ受け入れるのが大原則です。基本的には以下でしたら受け入れませんけれども、現場に山積みになるなどの地域の万が一の場合を考えて、セメント会社で使用してくれる場合、ダイセキ環境ソリューションが受け入れて処理していく可能性もあり得ると。

その他ですけれども、撮影禁止と現場にありましたけれども、何でかという話ですけれども、これは同業他社への情報提供を好まないため、見ていただくのは構いませんけれども、撮影は禁止しておりますという回答でございました。

県との各種協議についてでございますけれども、これも平成 29 年 2 月 28 日に電話で聞き取りを行いましたけれども、平成 29 年 3 月中に県へ事業計画書類を提出と。オーケーの場合は、一、二カ月程度で工事の着工予定ということでございます。

もう一枚、A 4 の計画スケジュールというのがあると思いますけれども、これはダイセキ環境ソリューションのほうからいただいたものでございまして、このようなスケジュールになっております。要は、平成 29 年 3 月末ごろに開発協議を市のほうへ出すよと。公害防止協定の協議も平成 29 年度中に行うと。処理施設の事前協議も県に対して平成 29 年 4 月の末ごろ行いますよ云々ということが記してございます。

ちょっと調べさせていただいたので報告申し上げますけれども、今、ダイセキ環境ソリューションと、二野、羽崎の正・副自治会長と、先般、正・副委員長と懇談しましたけれども、我々に投げられたんですけれども、じゃなくて相手方にちょっと投げ返して、二野の自治会長のほうから市の環境課のほうへ問い合わせがあったので、近日中に環境課と地元自治会との懇談を行うそうです。そういうような流れになっております。

それから、いろいろな諸問題がございましたけれども、協定云々ということ、地元の方もやはり市の担保があるとありがたいということはおっしゃってございまして、可児市には可児市環境基本条例というものがございまして、審議会が所掌する事項は、市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的な事項及び重要な事項を調査または審議するということでございまして、先週の火曜日、平成 29 年 3 月 7 日には、環境審議会、昇教授とか安藤自治連絡協議会会長と 15 名ほどでダイセキ環境ソリューションのほうの現場へ視察に行っておられました。

じゃあ、協議は行われておると言ったら、年度末なので私約交代がありますので、協議については新年度になったら協議会のほうで必ず議題となってこれが持ち上がりますよと。皆さん御承知のように、この環境審議会のほうでは、リニアの関係で平成 25 年には環境審議会から施設建設予定地、久々利、大森を視察して、J R 東海から事業について説明を受けて、可児市環境審議会として岐阜県知事のほうへ意見書案として提出しておられるという、こういうようなことをやっておられるというのが現状でございます。

ざっと前提としては、今申し上げましたように、市の環境審議会というのが動き始めておる、動いておると言ってもいいと思いますけれども、そこを中心に動いておられますということと、協定についても地元の自治会と市の環境課のほうに近々に会うということ、市の環

環境課のほうについても、ダイセキ環境ソリューションと市、あるいは県も含めてということ、県は立ち会いになろうかと思えますけれども、もう検討じゃなくて協定を結んでいくという方向でおられることを大前提にさせていただいて御説明を申し上げました。よろしくお願ひします。

○委員長（天羽良明君） 以上の点を踏まえて、改めまして今後の建設市民委員会としてどのようにすべきかを、御意見を頂戴したいと思います。

○委員（川上文浩君） じゃあ、二野の自治会長の本田さんから出されている云々というところで、これはもう説明はいいので、読んだところ、5番の責任を持ってできなければ地元住民及び近隣企業としては容認が困難となると。地元住民はわかるんですけど、この近隣企業というのはどこのこと、二野の工業団地のことを指しているのかね。

○委員長（天羽良明君） そうですね。今おっしゃるとおりで、自治会長の発言の中では、可児市が企業誘致した企業ということでの説明がございましたので、メトーカーフとかのことも視野に入っておるかと思ひます。

○委員（川上文浩君） ということは、NGK、メトーカーフ、それから甲山製作所、それから神田商会と、もう一個ありましたね、何か処理する工場がありましたよ、何かね。まあいいです、名前を忘れちゃったので。そこが反対するよということなんですかね。

○委員長（天羽良明君） そうですね。

御指摘いただきました5番目でございますが、こちらの意味をしっかりと伺いましたところ、これは平成29年2月28日のときですが、この5番という意味は、ダイセキ環境ソリューションと地元が直接こういうふうですと、これから心配な点とかも出てくると。監視もし切れぬ、数値もわからないということで、可児市が、環境課なりが間にきちっと入ってもらって、地元のほうと直接ダイセキ環境ソリューションとのやりとりという部分に、そのまま放っておかれないような形にしてもらわないと、住民としては不安があつて容認ができないという発言がございまして……。

○委員（川上文浩君） いや、そうじゃなくて、僕が聞いているのは近隣企業。近隣企業も、もう話が全部入つていて、地元住民と同じように反対運動をしますよということなんですかという質問。

○委員長（天羽良明君） いや、そこまではもうなくて、今のところは、地元の解釈としては、反対できれば反対したいんですが、もう……。

○委員（川上文浩君） 違う違う、そういうことを聞いているんじゃないで、企業はどこまで周知して、要は地元住民と十分協議して、企業としても可児市が責任を持って協定を結ばないと反対運動を起こすぞという状況なのかということ。企業だけね、地元はもうわかつておるからいいんだ。

○副委員長（勝野正規君） ダイセキ環境ソリューションに地元の全員の住民が合意しておるといったら、いや、まだそこまではやっています。風評で、二野の工業団地にある企業についても、個々にうわさでそういう話を言っておるだけで、確定事項を言っておるわけじ

やございません。どこの会社が絶対だめだよとか、絶対合意しないともし言ったとしても、そこに権利が発生するわけじゃないので、そういうことで地元として一体として考えて発言をされただけです。

○委員（川上文浩君） そうすると、やっぱりこれは企業も同じように反対するんだということには至っていないということでもいいんだよね。そこまで正式には入っていないと。

ただ、委員長、そのところはちゃんと確認しておかないと、この二野の自治会長から出たやつだと、住民と二野の工業団地はもう一体となって動いていて、責任を持ってできなかったときはもう全体で反対するというふうにとっちゃうので、その前提が狂っていると、これは近隣企業としてというふうになってきて、やっぱりはっきりしておかないと、要は本田さんのだろうねではちょっとまずいので、この企業というのが。本当に企業というのは企業生命がかかっちゃうので、変なことになってくると。やっぱりそのところはちょっと確認したほうがいいなあ。

ちょっと気になったのはそこだけです。結構です。

〔発言する者あり〕

○委員長（天羽良明君） 休憩をとらせていただきます。

休憩 午後4時11分

再開 午後4時13分

○委員長（天羽良明君） それでは、協議を再開させていただきます。

御意見のほうをお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 線量の問題とか黄鉄鉱の濃度の問題、いわゆる環境上不適切なものをどういう形で把握して、それがどういう状態になっているときに、それは問題があるよという認定を出すのかということについて、いわゆる基準ですよ。この文面によると、環境測定は、回数は云々と書いてあるけれども、ウランを含む汚染土壌が搬入された時点で操業停止になると言ったら、うん、そのことは承知していますと言っていたので、じゃあどうやってウランを含む汚染土壌が搬入されたと認定するのかという問題なんですよ。

データについてはいろいろあって、この前ダイセキ環境ソリューションがしゃべったのは1ベクレル……。

〔「1ミリシーベルト」の声あり〕

1ミリシーベルトだったか。

〔「年間で」の声あり〕

うん、年間で。1時間値でいうと0.23マイクロシーベルトか。年間でいくと0.九九幾つになるからね。そういうことなんですよ。

だから、ちょっと表現するときにそういうことなただけけれども、要するに年間で一般公衆の許容限度とされている1ミリシーベルトを超えないということなんだろうと思うけど、彼らがどうやってこのウランをはかるのか、そんなことについては全然わからへんもんで、こ

の前はベクレルと言っていたしね。1キログラムで100ベクレルなのか1ベクレルなのか、この前は1ベクレルと言ったように記憶しているんですけど、1グラムで1ベクレルなのか、1キログラムで、つまり1,000倍なのかがはっきりしていないんだ、聞いておってもね。だから、可児市の職員は、協定云々というときに、こういう数値についてきちっと勉強してわかってやってもらわないと、とんでもないことになるというふうに私は思う。その点について、本当に大丈夫かなあというちょっと心配はしています。

2つ目は、黄鉄鉱を含む建設残土についてということと裏面に載っています。酸性可能性試験を行いという、これ自体が専門的用語過ぎて、これで何がわかるのかわからないというふうに思いますし、pHが3.5以上の汚染土壌のみ受け入れると言っているけど、液の場合で、一般的に中性がpH7ですよ。pH4というのとpH3.5以上になるわけですよ、pH4というのは例えば。そうすると、pH4は強酸ですよ、液性試験でいうと。

実際にあそこの滝ヶ洞でやられたときに、アルミニウムが溶け出して真っ白くなってというあのときは、pH4とかそういう数字で出てきておるんですよ、原液がね、雨水で溶けた部分が。だから、pH3以上ということを受け入れられちゃうと、これに雨がくっついたり水分が付着すれば、いわゆる硫酸イオンが発生されて、それが重金属を溶け出すということの、前に起きたのと同じことが再現されてしまう危険性がある、それは防ぎたいというのが市民の声であり、願いなわけだから、そうならないようにするには、この酸性可能性試験なるものということとpH3.5以上の汚染土壌のみ受け入れるというこの大原則なるものが、果たして公害防止の役に立つのかということについて、本当にちょっと専門的に検証して、必要な最低基準を明確にさせる必要があるんじゃないかと私は思うんです。ただ、これについてはまだ、我々は専門家じゃないもんで余計わからなくて、これで本当に取れるのという思いです。

ダイセキ環境ソリューションは、前から言っておるように、重金属成分を極力取り除いて、10%程度、10%から1割5分程度のところに凝縮させるという形をとって、問題ないやつは、それはそれとして適正に処理するということだから、その技術については確固たるものがあると思うんです。だけど、こういう可児市の地内で発生するかもしれないウランの問題、ウランを含む土、黄鉄鉱を含む土壌の危険性については、もうちょっとわかりやすい基準で、市民理解が得られるようにきちとしたものをはっきりと打ち出してもらい必要があるというふうに思うんだけど、この点、皆さんはどう思いますか。私はもう不安ではない。

○委員（川上文浩君） とにかく、ベクレルというのは熱量ですね、放射性物質が持つ熱量、だからウランが持つ熱量なので、ストーブでいうと暖かい熱の量です。シーベルトというのは体内が吸収して影響を受ける線量になってくるので、基本的にリニアの例えば現場ではかかるものは、まずは熱量ですから、ベクレルではかります、放射線量でありますから。

ただ、私が提案したのは、それを常にはかるのは非常に困難ですし、一番早いのは、体内への吸収線量ですからシーベルトであらわす、ポケット線量計というものはシーベルトであ

らわす、吸収線量ですから。年間1ミリシーベルトを超えれば、それは被曝が多いということの基準になるので、それを全ての従業員・作業員につけさせることによって、超えた時点で何らかの高い放射能を持ったものが持ち込まれたということになるので、そこで管理するのがいいのかなあというふうに私自身は思っておる。

これは正しいかどうかかわからないので、環境課と今後詰めていったほうがいいと思うんですけども、ただ放射線量を毎回、ウランがあること、入ってくることを想定して線量計ではかっていくということは、非常に逆に言うと危険度が高いですし、非常に手間がかかる。ポケット線量計というのは、ポケットの中に入れておくだけの話とかここにつけておくだけの話なので、すぐに今はデジタルなのでわかりますから、上がればすぐわかるので、おかしいという話になると思います。

ですから、それが起きたらもう完全にだめなので、起きないように、やはりもともと搬出する、リニアでいうと搬出する予定になっている清水建設が、ゼネコンがきちっと管理をして、運搬して、汚染土を持ち込む。そこで持ち込んだかどうかを判断するのは、やはり一番わかりやすい方法はポケット線量計であって、それを毎週必ず公表しなさいと、積算線量を公表しなさいというそれぞれのことをこの前要求したので、それで管理するのがいいなあとは思いますが、すけれどもね。

やっぱりベクレルをはかっていく、放射線量をはかっていくというのは非常に困難だと思います。ガイガーカウンターでビーっとやるわけですけども、それよりもやっぱりポケット線量計で被曝線量をはかったほうがいい可能性があるかなあとは思いますが、それが正しいかどうかはわかりません。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

○副委員長（勝野正規君） 地元を含めて、それは来てほしくない、珍道さんも言っておられるように、好まれた業者じゃないということは言っておられたので、それはもう重々ダイセキ環境ソリューションも承知しておるので、ただもう議会としてはどうするかということを持っていかなければならないので、やっぱり先ほど申し上げたように、市の環境審議会というのもこれから動いてくる。当然、伊藤健二委員も言われたように、市の職員、県も含めて、測定について、それは彼らを信じるしか仕方がないし、あやふやな測定をもって公表をしていくわけじゃないから、それは信頼していくべきであって、我々としては逐一情報をもらう、協定についても市とダイセキ環境ソリューションではやっていく、ダイセキ環境ソリューションと地元とがやる可能性もある、市とダイセキ環境ソリューションと地元の三者、ここへ行政と会社と地元が入ってくるということはないもので、協定の中で大枠で結ばれて、さらに地元で危惧することがあれば、地元とダイセキ環境ソリューションと、協定でなくても覚書というようなもの、こうなった場合はこうしてください、あんなった場合はああしてくださいというようなことを結ばれていくようには本田さんたちは思っておられますし、ダイセキ環境ソリューションとしても、地元に対抗するようなことをごり押しでするつもりはないよというようなことははっきり言っておられましたし、やはり一部上場企業ということも信

用していくしかない。

我々は逐一報告をもらって、やっぱり足りないところがあれば意見を言っていく。環境審議会を傍聴していただいても構わんということでしたので、平成 29 年 4 月になれば環境審議会があるはずですので、そこに最低でも正・副委員長が日程さえ合えばお邪魔させていただくというような方向でもおりますので、その辺で御理解いただけないかなあと思っております。

○委員長（天羽良明君） ほかに御意見はございませんか。

○委員（川上文浩君） ただ、やっぱり我々のミッションは、不安に思っている市民の方々の不安を極力取り除くための協定をダイセキ環境ソリューションと市が結んでもらうためのよりよいものを、どういう方向で行くかということ、県で許可がおりればですね。本来、説明を受けていたのは、平成 29 年 3 月にはもう県の許可がおりて、4 月、5 月には工事に入るんだという情報がちょっと違っていたということですので、この流れが。はっきりそれは説明されておったんですけどね、こういうふうにはね、前に珍道さんが見えたときにはね。だけど、これは違っているんで、それはそれとして、やっぱりこの公害防止協定が4月中旬からずうっとかかって行政がやっていくので、それを注視しながら調整をしていくというようなことになるのかなあというふうに思います。

あとは、先ほど言ったように、一度、二野の工業団地のことだけはちょっと確認してもらったほうがいいのかなあ。どういう工業団地の考えなのかということもちょっと確認したほうがいいのかなあというふうには思いますけれども、その中でできることを、この前も懇談会をしたんですけども、例えば黄鉄鉱の問題にしても、水は使わないからいいんですではなくて、少しでも黄鉄鉱が漏れた場合に、また久々利川なんかに漏れ出て、魚が浮いた時点でもう大問題になるわけですね。また何をやっているんだという話になるので、ただそれが、汚染土に必ず黄鉄鉱は入っているんで、それを漏らさないように、その敷地から。雨水で流れて、漏れていって、酸性度が高いのが出て、また本当に汚染したなんていうことは、もう本当に許されることじゃないので、やっぱりもう 100%にしてくださいという話なんですよ。

ウランにしても、100%持ち込まないでくださいと。持ち込んだ時点で、それこそ大変な危険区域に指定されて、今の福島第一原子力発電所みたいにはならないにしても、もう避難命令なんかは本当に出たらえらいことになる、線量が高いとえらいことになってしまうもので、本当に避難しなさいという話になりますから、やっぱりそういうことだけは 100%避けるような努力をしていくという中で、議会の委員会がこれを取り上げて、所管事務に入れて真剣に取り上げているということは、ほかでは少ないと思います。だから、もう本当にきっちりそういう間に入ってやっていけばいいんじゃないかなあというふうには思うので、やっぱりいろんなそれぞれの、私たちの放射線の部分ですと、いろいろ調べながら、何か提案できることは提案していく。向こうを僕がちょっと信じられないのは、一部上場企業であるダイセキ環境ソリューションがその知識はありませんとか言って、ウランが入るかもしれない

汚染土を持ち込もうとしている状況にはびっくりしました。僕は専門家として、専門家というか放射線技師として、もうびっくりして、とんでもない会社だなあというふうに、そこからもう不信の念が募っていつているので、大変失礼なことも言いますが、ダイセキ環境ソリューションには。やっぱりそこは、我々はダイセキ環境ソリューションじゃなくて、やっぱり地元のことをしっかりと考えて監視していけばいいのかなあというふうには思っていますけれども。

だから、今後はその進み方と、先ほど副委員長言われたように、地元と環境課が懇談会をしますと、まだいつとは聞いていませんけれども。その中でどういう話が出てきたのかということと、やっぱりきちっとした市が協定を結んでくれるのが最低条件だということで自治会側から出ているので、その中身までは、どこまでかわるかは別として、逐一報告してもらって、委員会で追跡調査していけばいいのかなあというふうには思います。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

○副委員長（勝野正規君） 川上委員に確認したいんですけども、企業の話ですけども、我々正・副委員長でダイセキ環境ソリューションの珍道さんと本田会長には確認するけれども、個々の4企業には確認するつもりはないですけども、それでよろしいですね。

○委員（川上文浩君） 確認というのは、何を確認するかというと、僕が確認してもらいたいのは、ここに書いてある5番のここだけです。だから、近隣企業としての容認が困難となると書いてあるので、これはどういう意味か確認してねということです。

○副委員長（勝野正規君） わかりました。

○委員（高木将延君） 今、企業の話が出ているのであれなんですけど、ダイセキ環境ソリューションが言われるには、環境基準値等は超えない粉じんとか騒音という話が出ているんですけど、工場を見に行っても確実に今の環境よりは悪くなるというのは確かなことだと思うんですよ。

今の環境を好んでというか、それを前提に、今、企業を誘致してきていると思うんですが、市の企業誘致への影響というのは見ていかななくていいのでしょうか。

〔「工業団地の」の声あり〕

今後進めていく計画の中で、ダイセキ環境ソリューションが来られたことによって、検討はしていたけど、ちょっと遠慮しようかなあという企業が出てくる可能性があるわけじゃないですか。また、そのあたりの計画変更とか計画等への影響というのは、委員会のほうではその辺は見ていかなきゃいけないのかなあと思うんですが。

○委員（川上文浩君） やっぱり私も同じことを思っていて、この前もちらっと言ったと思うんですけども、工業団地とすると本当に迷惑な話なんですわ。まだまだ用地があって、ここにあそこが来ることによって、さすがに二野の工業団地に精密機器は来なくなるだろうなあみたいな。NGKのお怒りが相当なことだというふうに報告を受けていますので、そういう意味では、高木委員おっしゃるように、そういった部分は、産業振興課とも話をして、やっぱり影響は出るでしょうねということはヒアリングの中ではおっしゃっていました。二野

の工業団地にはマイナスですよねみたいなことは。

ただ、その場所が民民の取引なので、やっぱり本当に行政とすると寝耳に水ということはおもう確かです。平成 28 年 3 月 30 日にぼんと契約されているので、一時期は宮崎前課長のところにも話しに行って、どうなっているんだ、いや、全く知りませんでしたという話ですので、それでパンフレットにも載せちゃったということで、本当に市は一切合財承知していなかったことだというふうにはお話は受けているので、そういう意味では、平成 28 年 8 月の時点で実はダイセキ環境ソリューションとうちの板津議員と伊藤壽議員とここで会っていますよね、去年の 8 月に。

それと、林議員のところにも説明には行っているという話だったので、そこでちょっとそういう会社だとは思わなかったんだと思うんですけども、ちょっと間があいて、ダイセキ環境ソリューションとすると議員には話をしたというみたいな思いはあるそうですので、そういう意味で、今、委員会として取り上げているということは非常にいいことなのかなあというふうに思っていて、やっぱり今言ったこともあると思いますので。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

それでは、今の皆さんからいただいた御意見を、確認作業もごきますし、あとは環境課という形のやりとりのほうを注視していくということで、当委員会としてはこの方向を守っていくということによろしいでしょうか。

○委員（川上文浩君） というか、先ほども言ったけど、正・副委員長がそんなことをしなくたって、環境課に行って、こういうのが出てきたんだけど、二野の工業団地はどうだろうというふうに聞いてもらえばいいと思いますよ。

○委員長（天羽良明君） 今御意見をいただいたように、環境課のほうも全面的に市民の安全・安心を守るために動くということを杉山課長も言っていたいておりますので、それをまた注視していきたいというふうに思っております。

では、この件についてはこういうふうでよかったですね。

〔「はい」の声あり〕

続きまして、次に常任委員会での課題抽出及び議会報告会のテーマを議題といたします。

今まで委員会で課題として扱ってきているものに加えて、先月の高校生議会での御意見・提案なども、お手元のほうにお配りさせていただいております意見のほうもごきますし、また今回は予算審議も行っております、また一般質問も行われましたので、調査・検討していくべき課題が、追加があれば御意見をいただきたいと思っております。

また、議会報告会のほうの実施会議に上げる案については分けてお話をお伺いできればというふうに思っておりますので、皆さんの御意見のほうをお願いしたいと思っております。

確認ですが、こちらのほうが高校生のほうからいただいた建設市民委員会所管の 3 つの項目が、議会運営委員会のほうの資料でございしますが、若い世代が起業しやすい環境整備ということと積極的な企業誘致、そして可児市独自の就労支援という御提案を関係する委員会としていただいておりますので、これも含めて、所管事務に加えていくべきものがあれば御意

見をお伺いしたいというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） 私、この委員長で物を言うのであれば、早く済ましたほうが良いと言いますけれども、ここにある3つの所管の課題については、委員会を進めていく中で、頭の念頭に置きながらいろんなところへ反映していけばいいのかなあというふうに思っていて、特別にじゃあ起業しやすい環境整備について、どんと所管事務に入れて云々ではなくて、そういった方向でこれからどんどん企業誘致もしていかなきゃいけない、さっき高木委員が言われたように、二野の工業団地、ちょっとこれができちゃうと大変だよねというところも含めながら考えていけばいいと私は思っていて、それでいいんじゃないかなあと思っています。

あえて所管事務調査に加えるというのじゃなくて、こういうことを念頭に置きながら、いろいろ協議したり意見交換していけばいいんじゃないかなあというふうには思います。

○委員長（天羽良明君） それでは一つずつお伺いしていきたいと思いますが、一般質問からのほうの所管事務のほうは、特にはどうでしょうか。

今回の場合は、公民館の地域拠点施設としての今後の方向性を渡辺委員のほうも質問されておりますが、こちらのほうは今現在進行形でございますし、あと総務部長が、先ほどの予算審議の中でも、川上委員のほうからはオープンデータのことについて観光活性化について結びつけてはどうだというやりとりもございましたし、空き家のことについても、これから条例を、伝わっていないという部分もあったりするんじゃないかという御意見もありましたし、あとは道路維持の地域要望のほうですね、白線が特にということもありましたし、予算委員会を受けてどうでしょうか。

○委員（川上文浩君） まず1点は、コミュニティーセンター化は、これはもう答申が出ておりますので、その都度、進行ぐあいを報告してもらえば必要はあると思います。いつからやっていくのかということも含めて、平成29年度ではもう間に合わないな、平成30年度なのか平成31年度なのかも含めて報告していただく必要があるだろうと。

それ以外のところに関しては、とりあえず所管事務に入れるとか云々とかということじゃなくて、先ほどの高校生の意見という、その都度その都度念頭に置きながらやっていけばいいのかなあということと、1点は、やはり岐阜医療科学大学への対応というものは、これは西可児地区にとっては大事なことなので、やっぱり所管がまたぎますから、その都度やっぱりこれも報告してもらって、2年しかないんですよ、2年しかないの、いろいろ話を総合すると、補正予算ということも執行部は考えているそうです。新年度には間に合わなかったの、6月補正、9月補正とか12月補正でいろいろ対応していきたいということであれば、所管委員会には早くいろんなものを出してきてもらわないと、それが補正予算となると予算決算委員会のほうに行きますので、所管事務調査の中ではきちっとした報告をしていた上で、補正予算の提出ということをお願いしていけばいいんじゃないかなあというふうには思います。

○委員（伊藤健二君） 所管はどこになるんですか。

○委員長（天羽良明君） 今の話ですか。

- 委員（伊藤健二君） 今の岐阜医療科学大学。またぐという話だったけど。
- 委員長（天羽良明君） またぐと、そういうことですね。きのうもありましたけどね、議論が。
- 委員（川上文浩君） となると、やっぱり我々になってくると、道路整備になってくると思いますし、例えば何かで建築していこうと思ったときの補助金を出すというものも、また総務企画委員会になるんでしょうし、いろんな連携が要るとかいろんなふうになってくると教育福祉委員会になってくると思いますし、そういう意味では3つの課が多分いろいろまたいでくるだろうと。名城大学のときも、道路の整備をしたり、駅前の整備をしたり、いろいろの中には出てきたりしますし、例えば西可児のところからのスクールバスの対応をする整備が要れば、そこにまた要るでしょうしということになってくるので、それぞれまたぐんじゃないかなあというふうに思っています。これは単なる予想です。
- 副委員長（勝野正規君） だから、岐阜医療科学大学のことは大きなことなので、またぐということもあるので、軽微なことは所管委員会でいかもしれんけど、全体的に、要は議会全員協議会でいつでも集めてもらえばいいもので、そこで報告してもらわないと、また聞いた、聞いていない、私は聞いていないと言われると困るので、小さなことならいいんですけども、大きな方向性が出た場合には、やっぱり議会全員協議会を開いてでも報告してもらったほうがいいのかあと思います。
- 委員（川上文浩君） 何でも議会全員協議会というと、所管事務になるので、ここでやりながらそれを判断して、じゃあ議会全員協議会でというふうなら、やっぱり委員長が判断されるでしょうし、議長も判断されるだろうし、議会運営委員会で判断していくとは思っているので、それはそれとして、各常任委員会でしっかりと報告を受けた中で進めていけばいいのかなあと思います。
- 委員長（天羽良明君） ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、続いて最後の議題といたしまして、議会報告会が平成 29 年 5 月にございますが、議会報告会実施会議により、前回もそうでしたけれども、当委員会から意見交換のテーマをという依頼がございましたので、当委員会として上げるテーマを皆様から御意見をいただければというふうに思っております。

ちなみに、開催場所のほうは、今の予定でございますが、兼山、土田、桜ヶ丘、下恵土という4カ所を一応予定はしておるようです。時期は、平成 29 年 5 月 19 日、20 日、21 日あたりだということです。

実施会議のほうは 4 月 17 日にございます。そこに、前回は公民館のコミュニティーセンター化のことで子育てのことで、2つのテーマがあって、公民館のコミュニティーセンター化のことばかりになってしまったということもありまして、今回は1個ぐらいに絞ろうかというような議会報告会実施会議の方向性も出ておりますので、きのうは総務企画委員会のほうをちょっとのぞかせていただいたところ、総務企画委員会は地域防災組織について

ということで、いろいろ消防団の現状とか自主防災組織とかそういったものも含めて、地域防災組織についてということで一つ提案をする予定になっているようです。

当委員会からもテーマを上げるべきことがございましたら、御意見をお願いしたいと思います。

○委員（川上文浩君） 場所を教えてください。

○委員長（天羽良明君） 兼山、土田、桜ヶ丘……。

○委員（川上文浩君） 桜ヶ丘しかない。

○委員長（天羽良明君） はい。

○委員（川上文浩君） 西可児は入っていないんですか。

○委員長（天羽良明君） そうですね。

どうですか、御意見はございませんか。上げるだけ上げてという形になりますので、そこでの……。

○委員（渡辺仁美君） 上げるだけで。

○委員長（天羽良明君） ここで一回上げるやつを決めましょう。

○委員（渡辺仁美君） 地域資源の掘り起こしみたいな、この場所の観光資源でも何でもそうですけれども、地域で何が、宝があるんだろうみたいなものをみんなでテーマにするというのはいかがでしょうか。

○委員長（天羽良明君） 地域資源の掘り起こしということで、観光的なことともいうことで。

○委員（川上文浩君） 議会報告会実施会議はまだ開かれていないんですけれども、予算に絡めなくてもいい。例えば、ことしでいうと、平成 29 年度予算だと、かわまちづくりの部分もそうだし、そうすると土田って関係してきますよねみたいな話になってくるし、予算関連でいくとそれぞれがある部分があるので、そういうのは余り考えなくてもいいの。

○委員（亀谷 光君） 渡辺さんが言っているのは、各地域のという意味でしょう。全体の上での話。

○委員（渡辺仁美君） ですから、地域資源の掘り起こしというのは観光資源も含めて、土田だったらかわまちづくりですとか、ちょうどテーマ、土田があつたのであえてそれを申し上げたんですけど。

○委員長（天羽良明君） きこの御様子では、取捨選択の中で、総務企画委員会の場合、1 つになっていったわけですが、予算の委員会審議も含めて、地域の方との意見交換のテーマをというふうでやっていたので。

〔発言する者あり〕

じゃあ、休憩をとらせていただきます。

休憩 午後 4 時 40 分

再開 午後 4 時 46 分

○委員長（天羽良明君） それでは、協議を再開させていただきます。

当委員会といたしまして、議会報告会実施会議のほうに提案する当委員会としての意見交換テーマといたしまして、御意見をお願いしたいと思います。

○委員（高木将延君） 会場が前回と違うということで、当委員会としては一番気になるところの公民館のコミュニティーセンター化というのを再度上げていただいて、違う地区でのテーマとして取り上げていただけるといいかなあというのを思いました。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

渡辺委員のほうも、ちらっとお願いします。

○委員（渡辺仁美君） わかりました。

地域資源を掘り起こし、どう扱うかというテーマも盛り上がるような気がいたします。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、当委員会からはその2つをということで議会報告会実施会議のほうには上げさせていただきます。

では、この件につきましては終了いたします。

その他で皆さんのほうから協議事項がございましたらば。

○副委員長（勝野正規君） 議会広報特別委員会のほうからですけれども、今回から委員長報告について、今までだと委員長報告ってざあっと文字が来るだけなので、頭にインパクトのあるキャッチフレーズをつけようということで、この間、議会広報特別委員会で決まりました。

たまたま今回の教育福祉委員会では、これは個人的に考えた意見なんですけれども、これは記憶があるかわかりませんが、キッズクラブが土曜日1回から毎週やるようになったので、子育て支援の充実、キッズクラブ毎週運営というのをぱんと言って、教育福祉委員会で委員長報告する。本会議での委員長報告は違いますよ、広報用の報告だけ。

〔発言する者あり〕

広報の紙面だけ。委員長報告は別です。

委員長にも確認したんですけども、建設市民委員会は議題がないからなしよと言ったら、そんなことを言わずに何か考えてよと言われたんですけども、今回の議案からキャッチフレーズが出てこないの、ほかの委員会と見劣りする場合もあるかもしれませんが、総務企画委員会ともう議会広報特別委員会しかありませんわ。あれも、だからキャッチフレーズを入れるかは別として。

〔「でも、この議案からはちょっと難しいよ」の声あり〕

だから、建設市民委員会からはないので御承知おきしておいてくださいということが言いたかったわけです。

〔発言する者あり〕

○委員長（天羽良明君） 以上で、本日の建設市民委員会の案件は全て終了しました。長時間

にわたってお疲れさまでした。

閉会 午後4時49分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 3 月 15 日